



住みつづけたいまち 子育てしたいいまち さかど



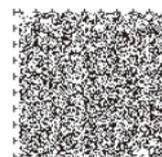
第7次 坂戸市総合計画

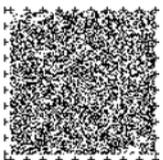


基本構想 2023-2032
前期基本計画 2023-2027



坂戸市







第7次 坂戸市総合計画

基本構想 2023-2032

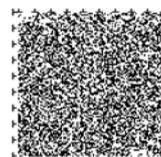
前期基本計画 2023-2027



住みつづけたいまち
子育てしたいいまち さかど



坂戸市



坂戸市民憲章

武蔵野のみどりと太陽のあふれる、ながい歴史と伝統にはぐくまれたわがまちは、新時代の息吹きとともに坂戸市として誕生しました。これを記念して、市民ひとりひとりが希望と誇りをもって、よりよいまちにするため、坂戸市民憲章をつくりました。

- 1 わたしたちは、文化を高める心豊かな坂戸市民です。
- 1 わたしたちは、人権を重んじる平和な坂戸市民です。
- 1 わたしたちは、勤労をとうとぶ健全な坂戸市民です。
- 1 わたしたちは、家庭や社会の秩序を守る坂戸市民です。
- 1 わたしたちは、自然とスポーツを愛する坂戸市民です。

昭和 51 年 9 月 1 日

坂戸市平和都市宣言

清らかな水の流れ、あふれる緑、豊かさや安らぎに満ちた平和な暮らしを築くことは、坂戸市民すべての願いです。

しかしながら、今なお、世界には核兵器の脅威をはじめ、悲惨な争いがあとをたたく、このことは人類を滅亡に導きかねません。

私たちは、ただ一つの被爆国の国民として、核兵器の速やかな廃絶を全世界の人々に訴えるとともに、この地球上から、貧困、病苦、飢餓がなくなり、人類永遠の平和が確立されることを強く願うものです。

坂戸市民は、世界の恒久平和実現のため、平和を願う心を結集し、市制施行 10 周年を期して、ここに平和都市を宣言します。

昭和 61 年 9 月 1 日

坂戸市ゼロカーボンシティ宣言

清らかな水辺、緑あふれる森林、そこに生息する多くの生物等の豊かな自然は、私たちの心を潤し、安らぎに満ちた暮らしを育んでいます。そして、これらの自然を、次世代に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの責務でもあります。

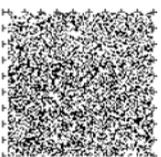
しかし、近年、地球温暖化の影響により、平均気温の上昇とともに、かつてない規模の異常気象が世界各地で頻発し、人類のみならず地球上の全ての生物の基盤である地球環境に深刻な影響を与えています。

私たちは、このような気候変動に対処するため、一人一人が強い危機意識を持ち、地球温暖化の原因である二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量の削減を確実に進めていかなければなりません。

坂戸市は、国際社会の一員として、地球温暖化対策の推進に関する法律の基本理念に基づき、2050年までの脱炭素社会の実現に全力で取り組むことを宣言します。

恵み豊かな地球環境を取り戻し、持続可能な社会を実現するため、市民、事業者等と一体となり、二酸化炭素排出量実質ゼロを目指します。

令和 4 年 9 月 2 2 日



「住みつづけたいまち 子育てしたいいまち さかど」の 実現に向けて

坂戸市では、昭和46年から総合振興計画を策定し、総合的かつ計画的な行政運営を推進してまいりました。前計画である「第6次坂戸市総合振興計画」の基本構想では、「笑顔でつなぐ躍動のまち、さかど」を将来都市像とし、市民の誰もが健康で、市民交流や産業・文化の活性化と地域のきずなが継承されるまちづくりを進めてまいりました。

現在、私たちの日常生活を取り巻く社会経済環境は、デジタル化の進展により利便性が高まる一方で、少子化による人口減少、環境問題の深刻化、さらに自然災害や新型コロナウイルス感染症の脅威など、課題が山積しています。

そこで、市民の皆様と課題や目標を共有する新たなまちづくりの指針として、「第7次坂戸市総合計画基本構想」を策定いたしました。

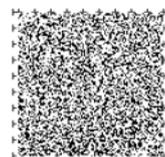
この計画は、令和14（2032）年度を目標年次とし、本市が目指す将来像を「住みつづけたいまち 子育てしたいいまち さかど」と掲げ、世代を超えた多くの方が坂戸市の魅力を感じ、坂戸に来たい、居続けたいと思っただけのことに目指しています。

令和8（2026）年に本市は市制施行50周年を迎えます。これまで半世紀にわたり積み重ねられた先人の多大なご努力とご協力に感謝しつつ、これからの本市住民が「坂戸市」を誇れるよう、誠心誠意、市政運営にまい進してまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、熱心にご審議をいただきました「坂戸市総合計画審議会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただいた多くの市民、市議会、関係諸団体の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和5年3月

坂戸市長 石川 清



坂戸市の概要



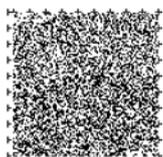
地 勢

埼玉県ほぼ中央に位置し、おおむね平坦であり、秩父山系から清流として知られる高麗川が南西から東へ流れ、北部で荒川水系入間川の支流である越辺川へ合流しています。市内に残る緑地とともに良好な水辺空間は、豊かな自然環境として市民から高い評価を得ています。東は川島町、西は日高市、毛呂山町、南は川越市、鶴ヶ島市、北は東松山市、鳩山町と接しています。



人 口

令和3(2021)年時点で約10万人です。高度経済成長期には都心から45km圏という利便性から人口増加が顕著となり、特に昭和50(1975)年から昭和55(1980)年までの人口の伸び率は、市の中で全国一となりました。市制施行時55,000人であった人口は、その後も増加し、平成18(2006)年10月には10万人都市となり、現在までほぼ横ばいで推移しています。



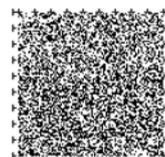
歴史

昔から交通の要衝に位置し、江戸時代には八王子から日光に至る街道の宿場町として繁栄し、明治29(1896)年12月に町制が施行されました。昭和29(1954)年7月には、坂戸町、三芳野村、勝呂村、入西村、大家村の5町村が合併し、新生坂戸町となりました。その後、人口増加により昭和51(1976)年9月1日に坂戸市が誕生しました。



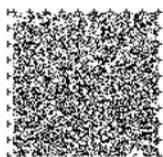
交通

鉄道は東武東上線の若葉駅、坂戸駅、北坂戸駅、東武越生線の西大家駅があり、東京・神奈川方面へのアクセスに優れています。高速道路については、関越自動車道及び首都圏中央連絡自動車道(圏央道)が市内を走っており、インターチェンジも整備されています。また、国道407号が市内のほぼ中央部を南北方向に走っており、市内の道路網の骨格となっています。

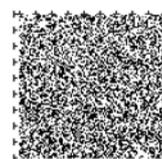


目次

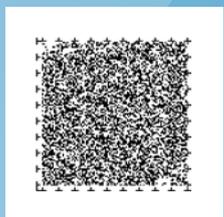
はじめに	10
総合計画策定の趣旨	11
計画の構成と期間	12
序論	16
社会の動向	17
市の特徴	19
第7次坂戸市総合計画基本構想	24
基本理念	25
将来像	26
まちづくりの基本方向	27
土地利用構想	28
第7次坂戸市総合計画前期基本計画	30
基本計画の位置づけ	31
計画の推進	32
基本計画とSDGsの関連	33
将来像の実現に向けた方策	36
1 安心して子育てができ、みんなが活躍できるまち【少子化対策、教育、仕事】	38
①結婚・出産・子育ての支援	39
②子どもの学びと成長の支援	40
③青少年の健全な育成	41
④生涯にわたり活躍できる場の充実	42



2	互いを認め合い、健康で心豊かに暮らせるまち【人権、福祉、健康、スポーツ】	43
①	互いを認め合い人権と平和を尊重するまちづくり	44
②	高齢者のいきいきとした生活の支援	45
③	障害者の自立と社会参加の支援	46
④	地域の支え合いと安定した生活の支援	47
⑤	健康増進と医療体制の充実	48
3	誰もが安心して、安全に暮らせるまち【防災、防犯、交通安全】	49
①	災害に強いまちづくり	50
②	犯罪や交通事故の防止	51
4	自然と都市が調和し、活気あふれる暮らしやすいまち【都市、環境、産業】	52
①	快適で整備されたまちづくり	53
②	上下水道事業の安定運営	54
③	安心して暮らせる住宅環境づくり	55
④	豊かな自然と共生した美しいまちづくり	56
⑤	持続可能な農業の確立	57
⑥	商工業の活性化と利便性の高いまちづくり	58
⑦	地域資源・観光資源を活用した、人と人との交流の促進	59
5	市民とともにつくる、みんなが輝く誇れるまち【行政経営、市民参加、協働、文化】	60
①	安定した持続可能な行政運営	61
②	市政への参加と地域活動の促進	62
③	産・学・官が一体となった地域課題の解決	63
④	社会教育の機会の確保及び文化の振興と文化財の保護	64
	資料編	65



はじめに



総合計画策定の趣旨

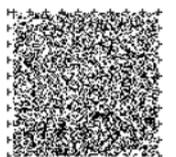
総合計画は、市民と行政によるまちづくりにおいて、これからの坂戸市が目指す指針となるものです。市政の最上位計画として位置づけられ、市の将来像を掲げ、将来像の実現に向けて中長期的に推進すべき市の取組を総合的に示しています。

坂戸市では、これまで昭和46(1971)年6月に第1次、昭和53(1978)年に第2次、昭和58(1983)年に第3次、平成2(1990)年に第4次、平成14(2002)年に第5次、平成24(2012)年に第6次の総合振興計画(現在の総合計画)を策定し、まちづくりを推進してきました。

この間、社会は目まぐるしく変化しており、とりわけ全国では人口減少が深刻な問題となっています。坂戸市においても、人口減少・少子高齢化が見込まれ、市内経済における労働力不足、将来を担う子どもの減少、高齢者を支えるための仕組みづくりなど様々な課題に直面すると考えられます。また、新型コロナウイルス感染症拡大や、多発する異常気象による災害を目の当たりにし、医療体制の構築や災害対策の強化、環境問題への対応など行政が強化すべき取組も明確化してきています。

さらに、個人の価値観やライフスタイルも時代の流れとともに変わってきており、働き方や地域コミュニティの在り方の変化にも対応した社会をつくっていくことが求められています。こうした社会情勢や市民ニーズを的確に捉えながら、将来をしっかりと見据えた施策展開が必要となります。

本計画は、現状の様々な課題を分析し、それらに対応していくため、限られた人材・財源を計画的かつ有効に活用して持続可能なまちづくりを進めるために策定したものです。



計画の構成と期間



本計画は、坂戸市の最上位計画であり、目指すべき将来像及びその実現のための方策をまとめたものです。

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成しています。

I 基本構想について

基本構想は、まちづくりの理念、将来像、まちづくりの基本方向と土地利用構想から構成されています。

総合的かつ計画的な行政運営を図るため、市の中長期的なまちづくりの指針としての役割を果たすもので、令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までを期間とします。

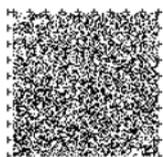
II 基本計画について

基本計画は、基本構想で掲げる将来像の実現のため、まちづくりの基本方向に基づく施策を示すものです。

前期基本計画は令和5(2023)年度から令和9(2027)年度まで、後期基本計画は令和10(2028)年度から令和14(2032)年度までを期間とします。

III 実施計画について

実施計画は、基本計画で示された各分野の施策を具現化するための手段として「事業」を示すものです。計画期間は3か年になりますが、時代に即した行政課題に効果的に対応するため、毎年度見直しを行います。



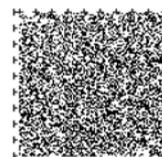
【構成イメージ】



【計画の期間】

区分 \ 年度	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
基本構想	令和5～14年度(10年間)									
基本計画	前期基本計画(5年間)					後期基本計画(5年間)				
実施計画										

※ローリング方式……現実と長期計画のズレを埋めるために、施策・事業の見直しや部分的な修正を、毎年転がすように定期的に行っていく手法



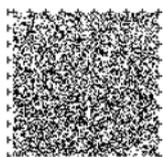
Ⅳ 総合計画とSDGsの一体的な推進

持続可能な開発目標（SDGs）は、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略です。平成 27（2015）年9月の国連サミット^{*}で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの先進国、開発途上国すべての国々を含めた全世界共通の国際目標です。

SDGsは「誰一人取り残さない（leave no one behind）」、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すもので、17のゴールとそれらに紐づく169のターゲットから構成されています。

本計画では、SDGsと施策との関連性を明白にすることで、「誰一人取り残さない」、「持続可能」な社会の実現を目指します。坂戸市は、経済・社会・環境をめぐる広範な課題の解決に向けて、本計画とSDGsを一体的に推進していきます。

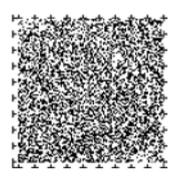
また、SDGsは2030年を目標達成期限としているため、その後についても、国連や政府の考え方を参考に対応を検討してまいります。



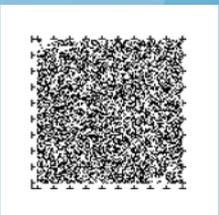
^{*}国連サミット……2015年9月25日から27日にニューヨーク国連本部で開催された、環境問題と持続可能な開発がテーマの国際会議

<p>1 貧困をなくそう</p>	<p>目標1〔貧困〕 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標10〔不平等〕 国内及び各国家間の不平等を是正する。</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>目標2〔飢餓〕 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標11〔持続可能な都市〕 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標3〔保健〕 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標12〔持続可能な消費と生産〕 持続可能な消費生産形態を確保する。</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>目標4〔教育〕 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>目標13〔気候変動〕 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>目標5〔ジェンダー〕 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>目標14〔海洋資源〕 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>目標6〔水・衛生〕 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>目標15〔陸上資源〕 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>目標7〔エネルギー〕 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>目標16〔平和〕 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>目標8〔経済成長と雇用〕 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>目標17〔実施手段〕 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>目標9〔インフラ、産業化、イノベーション〕 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>		

出典：外務省「持続可能な開発のための2030アジェンダと日本の取組」(平成29(2017)年3月)



序 論



社会の動向

I 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

世界規模で感染が拡大した新型コロナウイルスについて、我が国においても令和2(2020)年1月に最初の感染者が確認されました。それ以降、感染が急速に拡大し、緊急事態宣言が発出される事態となるなど、人々の生命だけでなく、経済や生活にも多大な影響がでています。この新型コロナウイルス感染症拡大を機に、テレワーク^{※1}の推進やネットショッピングの増加など、人々の生活様式にも大きな変化が生まれました。

II 多発する自然災害への備え

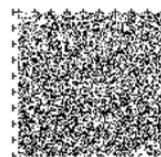
東日本大震災をはじめとした地震や台風、ゲリラ豪雨など、過去に例を見ない大規模な自然災害が多発しています。また、マグニチュード7クラスと推定される首都直下地震、マグニチュード8～9クラスと推定される南海トラフ地震の発生も予測されています。こうした大規模災害に備え、政府は「国土強靱化」を掲げて、災害により国土や経済、暮らしが致命的な損傷を負わない強さと、速やかに回復できる社会の仕組みづくりを進めており、地域コミュニティにおいても普段から備えの強化が求められています。

III 脱炭素社会への取組

平成27(2015)年に採択されたパリ協定において、世界共通の長期削減目標として「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること(2℃目標)」が求められています。これを踏まえ我が国においても令和2(2020)年には、政府により2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを旨とする「カーボンニュートラル宣言」がなされ、環境問題への関心が高まっています。



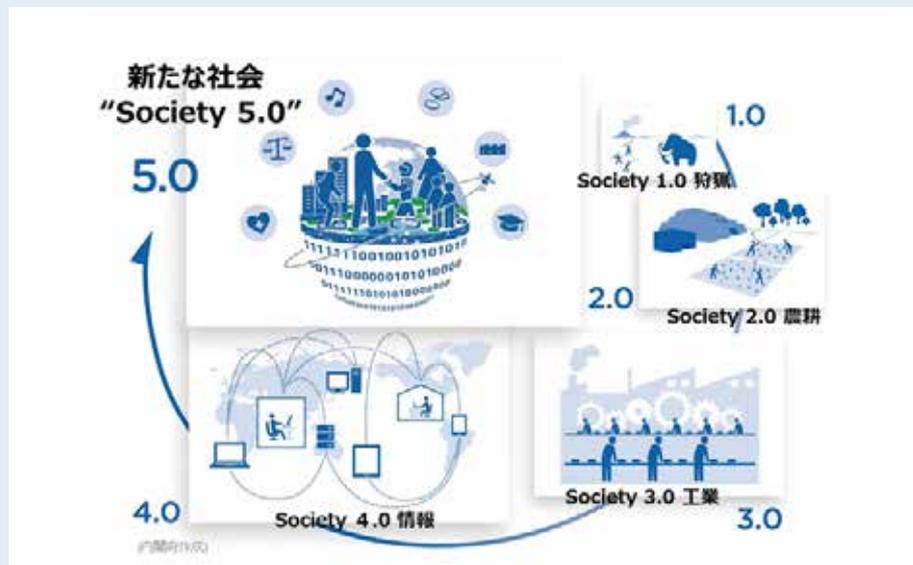
※1 テレワーク……「情報通信技術 (ICT = Information and Communication Technology) を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方」のこと



IV Society 5.0 で実現する社会

Society 5.0 とは、ICT^{※1} 技術の進化により、仮想空間と現実空間がつながった、経済発展と社会課題の解決を両立する人間中心の新たな社会のことです。狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く、新たな社会を指す用語として使われています。

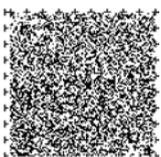
IoT^{※2} ですべての人とモノがつながることで新たな価値が生まれ、さらに AI^{※3}、ドローン、ロボットなど先端技術の進歩により、少子化、地方の過疎化などに起因する様々な社会課題の克服を目指します。希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会となることが期待されています。



※1ICT……情報通信技術を指す Information & Communications Technology の略称

※2IoT…… Internet of Things (インターネット オブ シングス) の略で、「様々な物がインターネットにつながること」「インターネットにつながる様々な物」を指す

※3AI……人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感ずる情報処理・技術



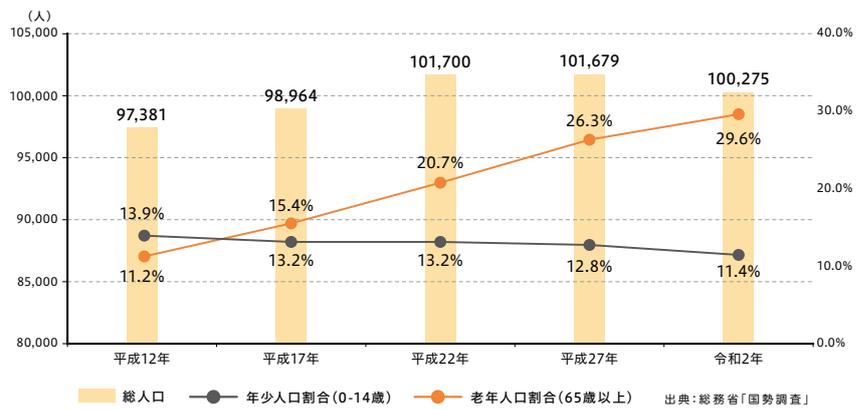
市の特徴

I 人口・世帯の推移

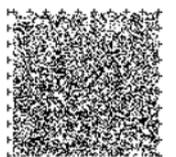
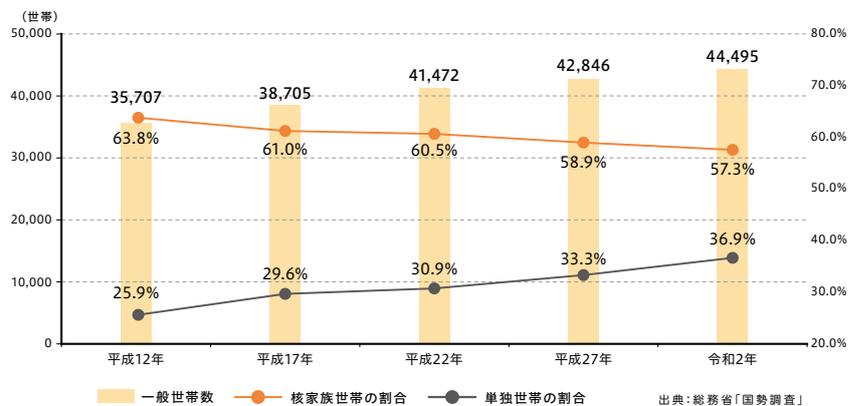
坂戸市の人口は、平成 22(2010) 年の 101,700 人をピークに減少に転じており、令和 2(2020) 年には 100,275 人となっています。また、年少人口割合は減少傾向、老年人口割合は増加傾向で推移しており、令和 2(2020) 年には老年人口割合は 29.6%、年少人口割合は 11.4% と少子高齢化が顕著となっています。

坂戸市の世帯の状況を見ると一般世帯数は年々増加しており、令和 2(2020) 年には 44,495 世帯となっています。また、類型別に見ると単独世帯の割合は増加傾向にあり、令和 2(2020) 年には 36.9% となっています。

◆総人口の推移と、年少人口・老年人口それぞれの割合の推移



◆一般世帯数の推移と、核家族世帯・単独世帯それぞれの割合の推移

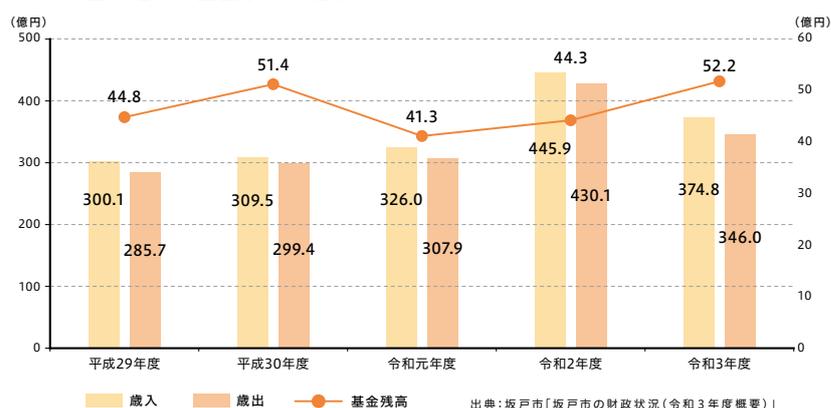


Ⅱ 財政の状況

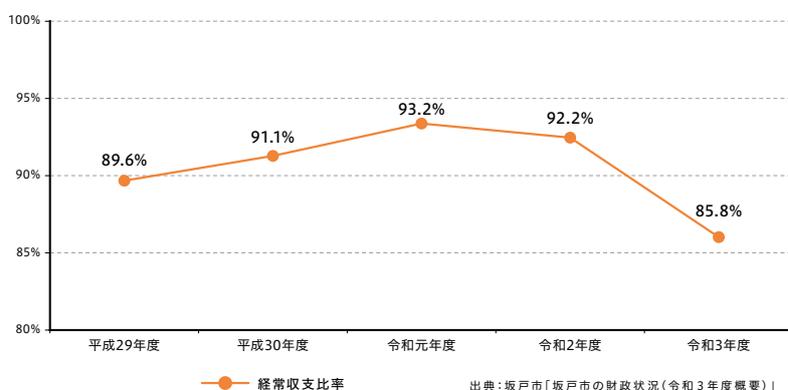
坂戸市の財政状況は、歳入決算額・歳出決算額ともに増加傾向にあり、令和3(2021)年度には歳入決算額が374.8億円、歳出決算額が346.0億円となっています。特に令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症対策に係る特別定額給付金給付事業により、前年度から大幅な増加となっています。

財政調整のための基金[※]残高については、45億円前後で推移しています。また、市税や地方交付税など経常的に収入される一般財源総額に対する人件費や公債費など経常的な経費に充てられる一般財源の割合である経常収支比率は、その比率が低いほど、財政に弾力性があるといわれていますが、坂戸市では近年90%前後で推移しています。

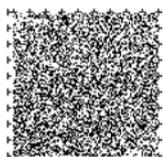
◆歳入・歳出の推移と基金残高の推移



◆経常収支比率の推移



[※]基金…財政調整基金、公共施設整備基金、市債管理基金



Ⅲ 産業

坂戸市では、主に富士見工業団地をはじめとする坂戸市周辺の工業団地等に多くの産業が集積し、自動車部品、印刷、都市ガス、食品など製造業と運送・倉庫業などの流通加工業が立地しています。また、平成25(2013)年に供用開始された坂戸西スマートIC[※]周辺にも産業団地が整備され物流関連の企業が進出するなど道路アクセスの利便性を活かした企業誘致が推進されています。産業大分類別売上高についても製造業が34.2%と最も大きい割合を占めているように、これらの工業団地等の産業集積が地域経済に大きな影響をもたらしています。また、産業大分類別の従業者数を見ても製造業が23.9%と最も多く雇用の創出にもつながっています。

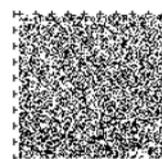
産業別に見ると第1次産業については市域に対する耕作面積比率や事業所当たりの農業算出額が県平均と比較して高くなっています。特に米については市内全域で生産されており、水稻の作付面積が大きくなっています。また、野菜・果樹・花き・畜産など多彩な農畜産物が生産されており、野菜はきゅうり・トマト・いちご、ほうれんそう・ねぎ・キャベツ・すいおうなどが生産され、果樹では、栗・ぶどう・いちじくなどが、花きでは主にパンジーなどの花苗が生産されています。畜産では、採卵鶏・乳用牛・タマシャモが飼養されています。

第2次産業についても、製造業事業所当たり製造品出荷額が高く、稼ぐ力が高いと考えられます。なお、従業員数、製造品出荷額等ともに、食料品製造業が多くを占めています。坂戸市には、富士見工業団地、につきさい工業団地等があり、整備された用地に多くの企業が立地しています。交通アクセスの利便性や防災面での安全性の高さから企業の生産・物流拠点として多くの企業から選ばれています。

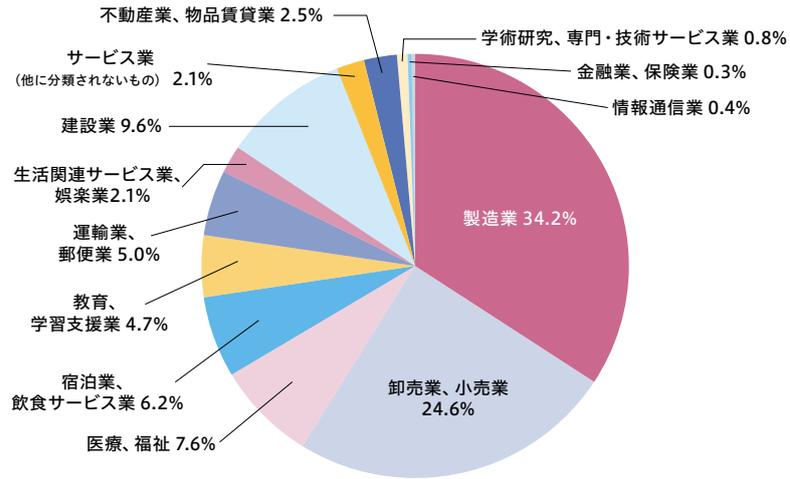
第3次産業については、小売業売場面積や小売業事業所当たりの年間商品販売額が県平均と比較して低くなっています。鶴ヶ島市や東松山市、川島町といった周辺市町で大規模小売店舗が進出している中、市内の小売業店をいかに活性化していくかが課題となっています。



[※]スマートIC……スマートインターチェンジの略で、高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジ

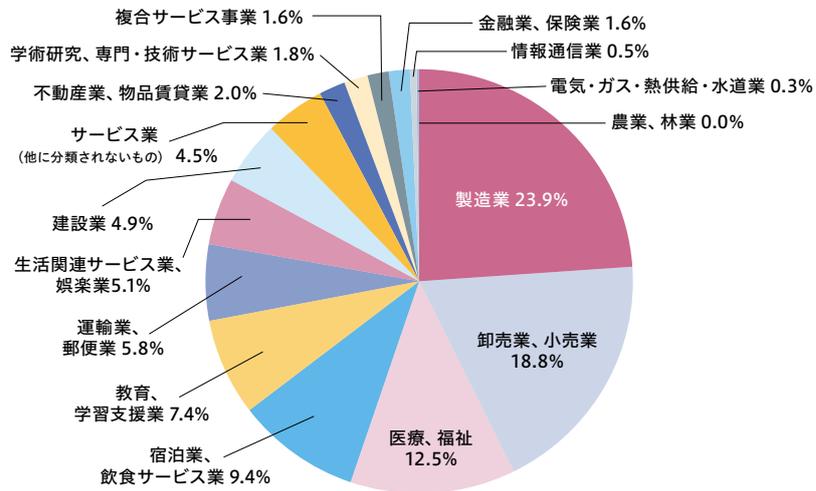


◆産業大分類別売上高(平成28年)

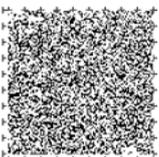


出典：経済センサス活動調査(総務省・経済産業省)

◆産業大分類別従業者数(平成28年)



出典：経済センサス活動調査(総務省・経済産業省)



Ⅳ 教育機関との連携

坂戸市は、東武東上線、越生線沿線に大学が3校、短期大学が1校、高等学校が4校立地し、多くの教育機関が所在しているという特徴を持っています。この特徴を活かし教育機関との間で連携による様々な取組が活発に行われています。

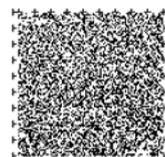
活力のある個性豊かな地域社会の形成・発展を目指して、互いに協働することを目的に城西大学との間に「坂戸市と城西大学との相互連携協力に関する基本協定（平成20(2008)年6月）」が締結されています。この協定に基づき、地域の活性化や安全安心なまちづくりを目指す取組や、学生に対する出前講座を通じて、行政に対する理解を深めるなど、相互に協力しています。

また、健康増進に係る連携の取組として「市民の健康づくりに関する連携協力協定（平成18(2006)年10月）」が締結されています。これは、栄養学部のある女子栄養大学、薬学部のある城西大学、歯学部のある明海大学に、それぞれの専門分野の人材や知識を提供してもらい、市民の健康増進に役立てることを目的としています。

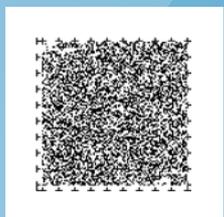
さらに、教育分野への相互協力として、城西大学及び女子栄養大学と「坂戸市学生インターンシップ協定（平成18(2006)年3月）」が結ばれています。この協定では、大学から学生を市内の小・中学校へ派遣し、学習指導や学校生活への支援を行うことで、これからの学校教育を担う、情熱を持った教師の育成に寄与しています。城西大学とは「城西大学水田記念図書館と坂戸市立図書館との相互協力協定（平成19(2007)年12月）」も締結しており、大学図書館と市図書館の所属資料の相互貸借等の協力が図られているほか、地域の文化振興のための講演会を共催するなどの取組も行われています。

そのほか、頻発する自然災害に対応するため、市内3大学とは「災害時における協力体制整備協定（平成20(2008)年2月）」を締結し、災害時における学生ボランティアの派遣や、被災者への学校施設や医療・備蓄物資の提供など災害時における協力体制の確立が図られています。

近年では、市内高等学校との連携も積極的に行われ、筑波大学附属坂戸高等学校や県立坂戸高等学校といった市内の高等学校の協力を受け、公立小中学校の児童・生徒への農業の指導や、英語教育の支援を受けるなどの取組も積極的に行っています。多くの教育機関が立地する市の特性を活かし、活力のある個性豊かな地域社会の形成・発展を目指しています。



第7次坂戸市総合計画
基本構想



基本理念

基本理念は、まちづくりに際しての姿勢や行動の根本的な考えを示すものです。市政に関係する市民、企業・団体、行政などすべてで共有し、それぞれが常に立ち返りながらまちづくりを推進していきます。坂戸市の基本理念を次のとおり定めます。

参加と協働によるまちづくり

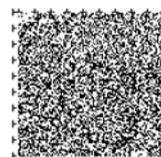
積極的に情報発信を行い、市民の参加と協働による自律性の高いまちづくりを推進します。

暮らしをまもり、 お互いの個性を認め合うまちづくり

あらゆる危険から市民の命と財産をまもり、安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。さらに、市民一人ひとりが互いを尊重し、誰もが自分らしく生きることができるまちづくりを推進します。

自然環境と生活環境をまもり、 長所を生かすまちづくり

豊かな自然環境と良好な生活環境をまもり、地域資源を生かした「坂戸だからこそ」を実現できるまちづくりを推進します。



将来像



目指すべき坂戸市の将来像を次のとおり定めます。

住みつづけたいまち 子育てしたいいまち さかど

【将来像に込めた思い】

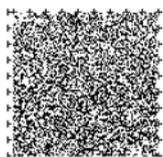
坂戸市は、豊かな自然環境のほかに、利便性の高い交通網、発展した産業、歴史ある文化など、これまで生み育ててきた多くの魅力があふれる暮らしやすいまちです。

「住みつづけたいまち」は、坂戸市で生まれ育った人、坂戸市に移住してきた人、また、通学や通勤をしている人など、坂戸市に関わったすべての人が、坂戸市に愛着や誇りを持ち、住んでみたい、住みつづけたいと思うことを意味しています。

「子育てしたいいまち」は、自分自身が新たな家族を持つことに加え、自身の子どもや孫にも坂戸市で育ててほしいという思いを抱くことを意味しています。

親や祖父母、また、地域全体で子どもを育て、みんなが家族のように思い合う笑顔のあふれる明るいまちをつくっていきます。

世代を超えた多くの人が坂戸市の魅力を感じ、坂戸に来たい、居続けたいと思う、「住みつづけたいまち 子育てしたいいまち さかど」は、これからの坂戸市の姿をみんなで共有するための合言葉です。



まちづくりの基本方向

まちづくりの基本方向とは、
将来像の実現に向けて目指すべき方向性を行政分野ごとに示したものです。

1 安心して子育てができ、みんなが活躍できるまち

【少子化対策、教育、仕事】

子どもたちが健やかに成長し、
すべての人がいつまでも活躍できるまちづくりに取り組みます。



2 互いを認め合い、健康で心豊かに暮らせるまち

【人権、福祉、健康、スポーツ】

すべての人が健康で幸せを感じるための取組を行い、
自分らしさを表現でき、互いに尊重し合える地域づくりを推進します。

3 誰もが安心して、安全に暮らせるまち

【防災、防犯、交通安全】

ともに力を合わせて防災・防犯・交通安全対策を推進し、
すべての人が安心して暮らせる安全な環境づくりに取り組みます。

4 自然と都市が調和し、活気あふれる暮らしやすいまち

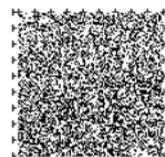
【都市、環境、産業】

自然と暮らす居心地の良さと都市の利便性を兼ね備えた、
活気に満ちあふれたまちづくりを推進します。

5 市民とともにつくる、みんなが輝く誇れるまち

【行政経営、市民参加、協働、文化】

市民とともに発展を続け、すべての人が誇れる「坂戸らしさ」あふれる
まちづくりを推進します。



土地利用構想



土地利用構想は、坂戸市の均衡ある発展と秩序ある効果的な土地利用を図るため、基本方向を示すものです。

I 土地利用の基本理念

本市では、地域特性を考慮しながら、市街地と田園環境が調和した都市を目指し、持続可能な都市の実現のため、土地利用の基本理念を次のように示します。

1 円滑に移動でき、 健康で豊かに生活できる都市づくり

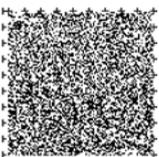
住居や商業・福祉・医療等の生活サービス機能がまとまって立地し、利便性の高い公共交通が利用できるコンパクト・プラス・ネットワーク^{*}を推進し、誰もが円滑に移動でき、健康で豊かに生活できる都市を目指します。

2 都市の利便性ととも 自然の心地良さを体感できる都市づくり

活気とにぎわいのある利便性の高い都市空間の創出とともに、水や緑など自然に恵まれた心地良い環境の実現を両立させることで、活力と潤いあふれる都市を目指します。

3 自然災害から生命や財産をまも る安全で安心な都市づくり

風水害や地震などの自然災害から市民の生命・財産をまもり、被害を最小限に軽減するため、防災・減災対策の強化を通じて、災害に強い都市を目指します。



^{*}コンパクト・プラス・ネットワーク……人口減少・高齢化社会においても、安心・安全・健康・快適に生活でき、財政面や経済面においても持続可能な都市を目指し、都市機能施設や住居がまとまって立地し、徒歩や公共交通等によりこれらの都市機能施設にアクセスできるような都市構造のこと。国土交通省の重点的施策に掲げられる「国土のグランドデザイン 2050」に定義されている。

Ⅱ 土地利用の基本方向

1 暮らしのエリア

住宅地については、支え合いの基盤である地域コミュニティなど生活環境の維持・向上を図り、自然との調和や緑の創出、空間的なゆとりの確保に努め、誰もがいきいきと暮らすことができる居住空間を形成します。



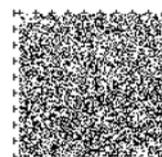
2 にぎわいと活力のエリア

商工業については、既存商工業の活性化を図り、にぎわいと活力あふれる都市空間を維持・向上させるとともに、インターチェンジ周辺は工業・流通機能の集積を図ります。また、国道407号沿道は、幹線道路の沿道にふさわしい都市空間の創出を図ります。



3 水と緑のエリア

河川については、水害防止と利水機能の向上を図りながら、水質等の水環境の維持・保全に努めることにより、潤いと安らぎをもたらす、安心な水辺空間を形成します。また、優良な農地の保全を図るとともに、積極的な森林保全に努め、適正な管理により市民の憩いの場や、自然とのふれあいの場としての活用を進めます。



第7次坂戸市総合計画
前期基本計画



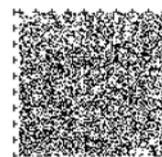
基本計画の位置づけ

I 計画策定の趣旨

前期基本計画は、基本構想で掲げた将来像「住みつづけたいまち 子育てしたいまち さかど」の実現に向けた具体的方策を体系的に示したものです。
基本構想で定めた5つの「まちづくりの基本方向」ごとに推進する施策の取組内容を明確にするために策定したものです。

II 計画の期間

前期基本計画の計画期間は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。

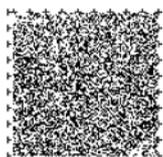


計画の推進



I 計画のマネジメント

前期基本計画では、将来像を実現するための施策を掲げています。施策を推進するための具体的な事業については実施計画を策定し、毎年度の予算編成と連動させ実行していきます。また、計画の進行管理はPDCAサイクルに沿って、定期的な効果検証と見直しを行います。



基本計画とSDGsの関連

I 坂戸市におけるSDGsの取組

坂戸市は「坂戸市SDGs推進方針」を基に、市域全体でSDGsの理念等に対する関心を高め、市民や団体、民間企業等との協働のまちづくりを推進します。

また、地方自治体が国や企業、団体、学校・研究機関、住民などと連携して、地方からSDGsを推進し地域の課題解決と地方創生を目指していくという考え・決意を示す「SDGs日本モデル宣言」に賛同表明をしています。

その他、広範なステークホルダーとのパートナーシップを深めるために「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム^{*}（内閣府）」や「埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム（埼玉県）」に参加するなどSDGsの取組を積極的に推進しています。

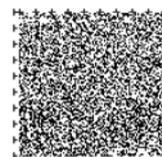
「SDGs日本モデル」宣言

私たち自治体は、人口減少・超高齢化など社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向けて、企業・団体、学校・研究機関、住民などとの官民連携を進め、日本の「SDGsモデル」を世界に発信します。

- 1 SDGsを共通目標に、自治体間の連携を進めるとともに、地域における官民連携によるパートナーシップを主導し、地域に活力と豊かさを創出します。
- 2 SDGsの達成に向けて、社会的投資の拡大や革新的技術の導入など、民間ビジネスの力を積極的に活用し、地域が直面する課題解決に取り組みます。
- 3 誰もが笑顔あふれる社会に向けて、次世代との対話やジェンダー平等の実現などによって、住民が主役となるSDGsの推進を目指します。



^{*}地方創生SDGs官民連携プラットフォーム……SDGsの国内実施を促進し、より一層の地方創生につなげることを目的に、広範なステークホルダーとのパートナーシップを深める官民連携の場

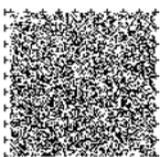


Ⅱ 施策とSDGsの関連

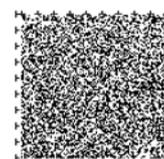
坂戸市は、総合計画で掲げる方向性とSDGsの17のゴールの関連性が高いため、両者を一体的に推進します。

総合計画における22の施策とSDGsの17ゴールの関連は次のとおりです。

まちづくりの基本方向	NO.	施策名	ページ	関係するSDGsのゴール
1 安心して子育てができ、 みんなが活躍できるまち 【少子化対策、教育、仕事】	①	結婚・出産・子育ての支援	39	    
	②	子どもの学びと成長の支援	40	     
	③	青少年の健全な育成	41	  
	④	生涯にわたり活躍できる場の充実	42	  
2 互いを認め合い、 健康で心豊かに暮らせるまち 【人権、福祉、健康、スポーツ】	①	互いを認め合い人権と平和を尊重するまちづくり	44	    
	②	高齢者のいきいきとした生活の支援	45	 
	③	障害者の自立と社会参加の支援	46	    
	④	地域の支え合いと安定した生活の支援	47	    
	⑤	健康増進と医療体制の充実	48	

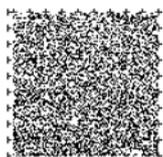
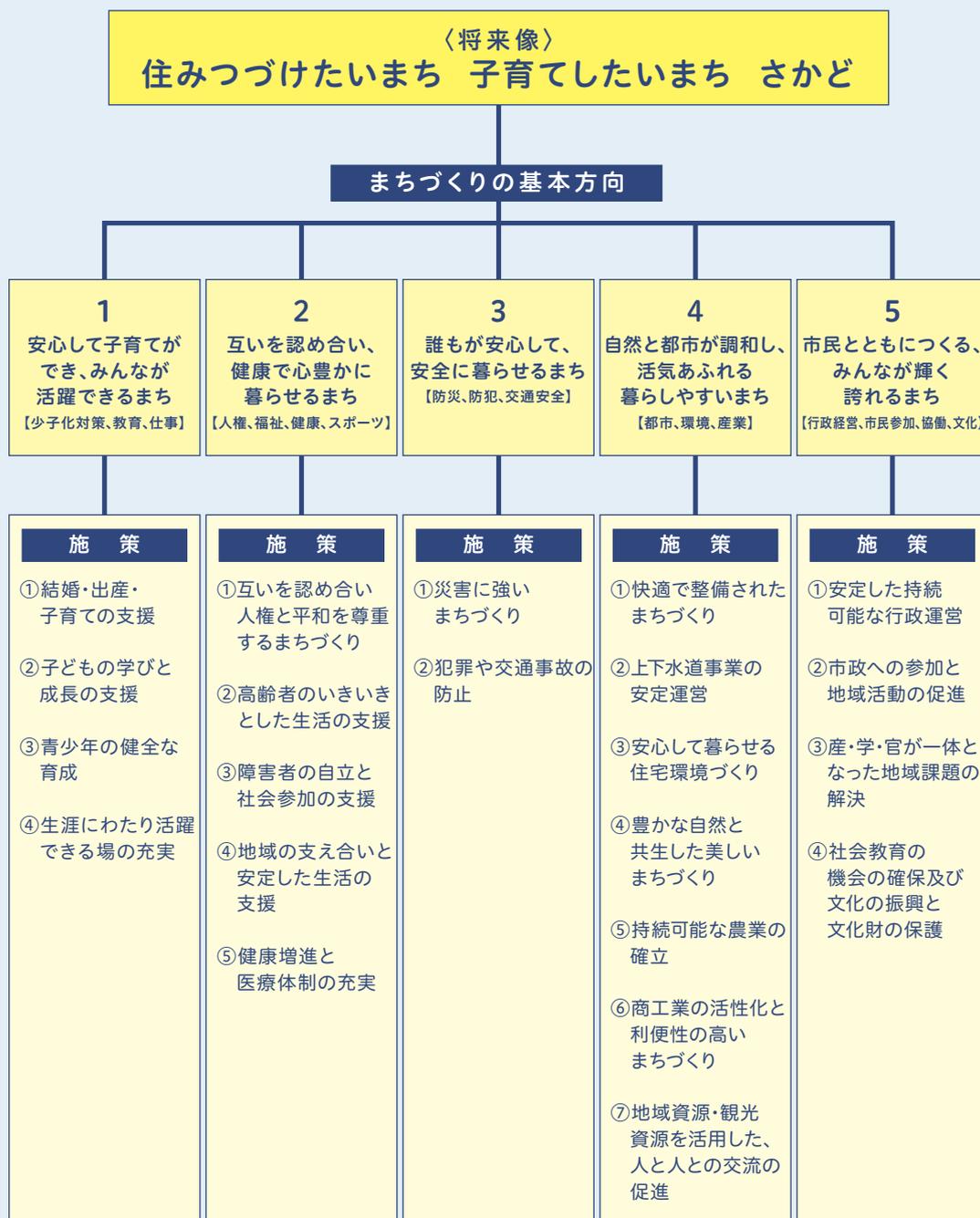


まちづくりの基本方向	NO.	施策名	ページ	関係するSDGsのゴール
3 誰もが安心して、 安全に暮らせるまち 【防災、防犯、交通安全】	①	災害に強いまちづくり	50	  
	②	犯罪や交通事故の防止	51	
4 自然と都市が調和し、 活気あふれる 暮らしやすいまち 【都市、環境、産業】	①	快適で整備されたまちづくり	53	    
	②	上下水道事業の安定運営	54	   
	③	安心して暮らせる住宅環境づくり	55	  
	④	豊かな自然と共生した美しいまちづくり	56	       
	⑤	持続可能な農業の確立	57	 
	⑥	商工業の活性化と利便性の高いまちづくり	58	
	⑦	地域資源・観光資源を活用した、人と人との交流の促進	59	
5 市民とともにつくる、 みんなが輝く誇れるまち 【行政経営、市民参加、協働、文化】	①	安定した持続可能な行政運営	61	 
	②	市政への参加と地域活動の促進	62	 
	③	産・学・官が一体となった地域課題の解決	63	 
	④	社会教育の機会の確保及び文化の振興と文化財の保護	64	  



将来像の実現に向けた方策

I 施策体系



II 施策ページの見方

将来像を実現するために推進する22の施策ごとに施策ページを作成し、目指す姿、現況と課題、取組、SDGsとの関連を示しています。

1 安心して子育てができ、みんなが活躍できるまち 少子化対策、教育、仕事

1 健康と福祉
なごき

3 質の高い教育
をみんなに

4 働きがい
を促進する

10 人や国や地域
を大切に

16 平和な世界
を実現する

← 関連するSDGsの17の
ゴールについてロゴを表示

1 結婚・出産・子育ての支援

目指す姿

すべての子どもの権利が尊重され、健やかで心豊かに育っています。子育て家庭への支援が充実し、安心して子育てできる環境が整っており、地域みんなで子どもの成長と子育て家庭を応援しています。また、結婚・出産を望む人は希望を叶えることができます。

← 施策の推進により、
どのようなまちを目指して
いくのかを明示

現況と課題

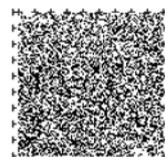
- ◎ 出会いの場の減少や価値観の変化など、様々な要因により晩婚化、晩産化しています。
- ◎ 核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育て家庭の孤立感や負担感が増加しています。
- ◎ 生活スタイルの多様化に伴い、様々な保育サービスへのニーズが増加しています。
- ◎ 出産・子育てに係る費用が家庭の負担となっています。
- ◎ 家庭の経済状況が、子どもの生活や学習、体験の機会に影響を与えています。

← 当該施策に関連する
社会の動向や市の実情、
課題などを記載

取組

- ◎ 結婚に関する相談体制の充実や出会いの場の確保などを推進し、結婚を望む人が結婚できる環境づくりを行います。
- ◎ 子育てに関する様々な不安や悩みを解消するため、相談の場を確保するとともに、子育て家庭が交流できる場づくりを行います。
- ◎ 安心して妊娠・出産・子育てができるよう切れ目のない支援を行います。
- ◎ 子育て家庭にとって住みよい環境（ソフト面・ハード面）の充実と整備を行います。
- ◎ 出産・子育てに係る費用を助成し、併せて生まれ育った環境に左右されないことがないよう、経済的な理由や家庭環境などによって困難を抱える子どもに対して、支援を行います。
- ◎ 子どもが健やかに成長できる取組を行うとともに、子どもが安心・安全に過ごすことができる居場所づくりを行います。
- ◎ 地域に世代を超えて交流できる場をつくり、地域全体で子どもを育て、見守る意識を醸成します。

← 目指す姿の実現に向けて
市が取り組む内容を、
現況と課題を踏まえて記載



1

安心して子育てができ、 みんなが活躍できるまち

〈 少子化対策、教育、仕事 〉

子どもたちが健やかに成長し、
すべての人がいつまでも活躍できるまちづくりに取り組みます。

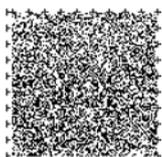


施策

- ① 結婚・出産・子育ての支援
- ② 子どもの学びと成長の支援
- ③ 青少年の健全な育成
- ④ 生涯にわたり活躍できる場の充実

目標

指標	現在(時点)	目標(2027)
出生数	490人(2021年)	490人以上
全国学力・ 学習状況調査の 平均正答率 (文部科学省調査)	・小学校:国語64%(67%) 算数60%(64%) ・中学校:国語68%(70%) 数学47%(52%) (2022年)括弧は県平均	埼玉県平均以上
少年人口1,000人当たりの 刑法犯少年人数	2.9人(2020年)	2.8人未満
就職者数*	322人(2021年)	360人以上



*就職者数……坂戸市ふるさとハローワークを利用して就職活動を行い、就職した人数



1 結婚・出産・子育ての支援

目指す姿

すべての子どもの権利が尊重され、健やかで心豊かに育っています。子育て家庭への支援が充実し、安心して子育てできる環境が整っており、地域みんなで子どもの成長と子育て家庭を応援しています。また、結婚・出産を望む人は希望を叶えることができます。

現況と課題

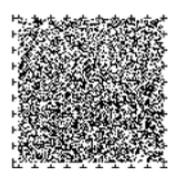
- ◎ 出会いの場の減少や価値観の変化など、様々な要因により晩婚化、晩産化しています。
- ◎ 核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育て家庭の孤立感や負担感が増加しています。
- ◎ 生活スタイルの多様化に伴い、様々な保育サービスへのニーズが増加しています。
- ◎ 出産・子育てに係る費用が家庭の負担となっています。
- ◎ 家庭の経済状況が、子どもの生活や学習、体験の機会に影響を与えています。

取組

- ◎ 結婚に関する相談体制の充実や出会いの場の確保などを推進し、結婚を望む人が結婚できる環境づくりを行います。
- ◎ 子育てに関する様々な不安や悩みを解消するため、相談の場を確保するとともに、子育て家庭が交流できる場づくりを行います。
- ◎ 安心して妊娠・出産・子育てができるよう切れ目のない支援を行います。
- ◎ 子育て家庭にとって住みよい環境（ソフト面・ハード面）の充実と整備を行います。
- ◎ 出産・子育てに係る費用を助成し、併せて生まれ育った環境に左右されないことがないよう、経済的な理由や家庭環境などによって困難を抱える子どもに対して、支援を行います。
- ◎ 子どもが健やかに成長できる取組を行うとともに、子どもが安心・安全に過ごすことができる居場所づくりを行います。
- ◎ 地域に世代を超えて交流できる場をつくり、地域全体で子どもを育て、見守る意識を醸成します。

まちづくりの基本方向

1 安心して子育てができ、みんなが活躍できるまち





2 子どもの学びと成長の支援

目指す姿

児童生徒一人ひとりが安心・安全に学習できる環境が整備され、個別の教育的ニーズに応じた適切な支援を受けています。

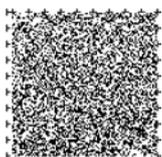
また、幼児期から高等学校までの教育を通して、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力を備えた人材を育成するとともに、児童生徒が自ら道を切り拓き、社会で自立する「生きる力」を育てています。

現況と課題

- ◎グローバル化^{*}や情報化等、社会の構造的な変化に対応した取組や、地域と連携した教育活動の活性化が重要です。
- ◎特別支援学級等に在籍する児童生徒や、不登校その他支援の必要な児童生徒が増加しており、児童生徒の個別の状況に応じた教育的・経済的支援が必要です。
- ◎少子化や学校施設・設備の老朽化等の諸問題に対応した、適正な施設整備及び児童生徒の学習環境の充実を進めることが必要です。
- ◎成長期にある児童生徒の心身の健康を図るため、食育や体力向上の推進が重要です。

取組

- ◎児童生徒の確かな学力の育成のため、ICT環境の整備や英語・情報教育を実施します。また、多様な学習環境に対応できる教員を育成することで教育の質を向上させます。
- ◎学校・家庭・地域・関係機関の連携を強化し、地域一体となった教育体制・安全体制づくりを図るとともに、地域の人材を活用した教育的支援を行います。
- ◎特別支援教育の推進やいじめ、不登校の解消等、児童生徒の個別の状況に応じたきめ細かな教育的支援を拡充するとともに、道徳・環境教育等を通じて心の教育を充実させます。
- ◎家庭の経済状態に関わらず必要な教育が受けられるよう、費用の援助や学習の機会の提供等を通じて教育の機会均等に努めます。
- ◎老朽化した学校施設・設備に対する修繕や、長期的な視点による大規模な改修工事の計画、学校の規模・配置等に係る見直し等を通じ、学校運営を円滑化します。
- ◎食育や体力向上の推進に関する取組により、児童生徒の健やかな心身の育成を図るとともに、安全で安心な給食を提供していきます。



^{*}グローバル化……資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること



3 青少年の健全な育成

目指す姿

学校・家庭・地域・青少年関係機関が相互に連携して啓発を行うことにより、青少年が健全に育ち明るい社会になっています。

また、青少年を社会の構成員として尊重し、その自覚を促すことで、自主性や協調性、適切な倫理観等が醸成される育成環境が整っています。

現況と課題

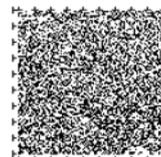
- ◎スマートフォン等の急速な普及により、有害な情報に触れたり、SNS^{*1}に起因した事件や薬物などのトラブルに巻き込まれる青少年が増加する懸念があります。
- ◎家庭での教育で身につけるべき基本的な生活習慣や、地域との関わりの中で培われる自主性や協調性など、社会性を十分に学ぶ機会がない青少年が見受けられます。

取組

- ◎青少年育成坂戸市民会議及び中学校区地区会議等の青少年関係機関と連携を図り、青少年の健全育成活動を推進するための体制をつくります。
- ◎インターネット上のトラブルに巻き込まれないよう、スマートフォン等の適切な使い方について講習会を実施するなど、情報モラル教育を充実させます。
- ◎非行の誘引となりうる場所などの有害環境や犯罪行為から、青少年を守るためのパトロールや登下校時における見守り活動、こども110番の家^{*2}制度、安心・安全な社会を目指した非行防止啓発活動などを、家庭・学校・地域社会と連携して行います。
- ◎家族の大切さについての理解を促進するための啓発活動を行います。
- ◎自主性、主体性及び協調性を身につけた心豊かな青少年を育成するための取組として、青少年の安心・安全な居場所づくりを行うほか、青少年活動の機会を拡大します。
- ◎青少年が社会の構成員として尊重され、自らも社会の一員としてそれぞれの役割を担うことの大切さを学ぶ機会を確保するために、体験活動や地域活動を行う青少年団体等の育成及び活動支援を行います。
- ◎地域の方々の参画を得て放課後や週末に学習活動等を行い、子どもたちの安心・安全な活動拠点（居場所）づくりを行います。

^{*1} SNS……ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、限られたユーザーだけが参加できる Web サイトの会員制サービスのこと

^{*2} こども110番の家……子どもに対する「つきまとい」「声掛け」等の不安を抱かせる事案に対し、通学路周辺の民家、事務所、店舗などが緊急避難先となって、避難してきた子どもを保護し、警察へ通報等の措置を講じる民間協力拠点





4 生涯にわたり活躍できる場の充実

目指す姿

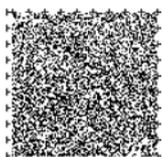
仕事をしたいと望むすべての人たちに、働く場が提供されています。働く場においては、皆が気持ちよく平等に働き、柔軟な働き方が尊重され、希望や自信をもって安心して働くことができます。また、生涯にわたり能力や経験を生かし、多様な形で社会に参加し、活躍しています。

現況と課題

- ◎社会状況の変化により労働環境も大きく変化している中、個人の様々な状況や希望に沿った雇用機会の提供が望まれています。
- ◎性別や年齢等による差別やハラスメントがなく、ワーク・ライフ・バランス^{※1}の取れた職場環境の整備が望まれています。
- ◎仕事をしたいと希望する人が、希望する業種、職種等で必要とされる知識、技術、職務遂行能力を身に付けるための支援が必要です。
- ◎社会との関わりが希薄になる中、社会に関わり、貢献できる場が求められています。

取組

- ◎公共職業安定所（ハローワーク）やシルバー人材センター等と連携し、仕事をしたい人に希望する求人情報の提供や、就職面接会を開催するとともに、求人・求職相談を行い、就業を支援します。
- ◎雇用機会の創出として創業も選択肢として捉え、商工会等と連携し、創業を希望する人を支援します。
- ◎国や県等と連携し、様々な差別やハラスメントに対する啓発を行います。
- ◎職業能力開発センター^{※2}等と連携し、セミナーや職業訓練の情報提供を行い、就業技術習得により就職機会を拡大します。
- ◎社会に関わり、貢献できる場を求める人が、生涯にわたり幅広く活躍できる場を提供します。



^{※1} ワーク・ライフ・バランス……仕事と生活の調和

^{※2} 職業能力開発センター……求職中の方や新たに職業に就こうとしている方などに、就職に向けて必要な知識・技能を学んでいただくための職業訓練を実施する場

2

互いを認め合い、 健康で心豊かに暮らせるまち

〈 人権、福祉、健康、スポーツ 〉

すべての人が健康で幸せを感じるための取組を行い、
自分らしさを表現でき、互いに尊重し合える地域づくりを推進します。

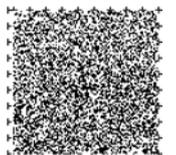


施 策

- ① 互いを認め合い人権と平和を尊重するまちづくり
- ② 高齢者のいきいきとした生活の支援
- ③ 障害者の自立と社会参加の支援
- ④ 地域の支え合いと安定した生活の支援
- ⑤ 健康増進と医療体制の充実

目 標

指標	現在(時点)	目標(2027)
人権が尊重されていると 思う人の割合(市民意識調査)	70%(2019年)	現状より上昇
高齢者の外出を促進する 取組の参加者数	7,065人(2020年)	現状より上昇
障害者の日中活動系サービス 利用率 ^{※1}	9.5%(2021年)	現状より上昇
生活困窮者等の就労・増収率	18.0%(2021年)	30.0%以上
特定健康診査受診率 ^{※2}	36.6%(2021年)	54.0%以上



※1 障害者の日中活動系サービス利用率……障害者総合支援法に基づき実施される、自立や就労などに関するサービスを利用している障害者の割合
 ※2 特定健康診査受診率……坂戸市の国民健康保険に加入している40～74歳のうち特定健康診査を受診した人の割合



1 互いを認め合い人権と平和を尊重するまちづくり

目指す姿

年齢、性別、国籍等に関わらず市民一人ひとりの人権が尊重され、安心していきいきと暮らすことができています。

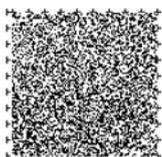
また、市民一人ひとりの平和意識が高まり、悲惨な戦争の歴史を風化させることなく、次世代へ伝承され、平和が尊重されています。

現況と課題

- ◎子ども、女性等に対する人権侵害、部落差別やインターネットなどでの差別等の人権問題が発生しています。また、性の多様性に対する理解促進が求められています。
- ◎「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的性別役割分担意識が根強く残っています。
- ◎多国籍市民の増加に伴い、ともに違いを認め合うことのできる環境等の整備が必要です。
- ◎配偶者等からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）は、被害の潜在化や長期化・深刻化する懸念があります。
- ◎戦争体験者等が減少する中で、戦争の悲惨さの記憶を風化させることなく、平和の大切さの伝承を行うことが必要です。

取組

- ◎子ども、女性等に対する人権侵害、部落差別等様々な人権問題、性の多様性等について、正しい理解と認識に向けた啓発活動を充実するとともに、人権相談などを実施します。
- ◎男女共同参画社会^{*}の実現を目指し、啓発活動の充実に努めます。
- ◎外国の方や外国籍市民との交流を深め、多文化共生、国際交流を推進します。
- ◎外国籍市民が安心して暮らせるように、外国語による生活情報の提供など、「言葉の壁・制度の壁・こころの壁」の解消に向けた取組を行います。
- ◎DVの防止に対する周知啓発を行い、相談体制の充実や関係機関との連携を強化します。
- ◎関係機関や関係団体と連携し、戦争の悲惨さを風化させることなく、平和の尊さを伝承し、平和意識を向上させます。



^{*}男女共同参画社会……男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会



2

高齢者のいきいきとした生活の支援

目指す姿

地域包括ケアシステム^{※1}の推進により、高齢者が住み慣れた地域で役割を持ちながら、多様な活躍ができます。また、健康づくりと介護予防により、高齢者自らが主体となり、いきいきと安心して生活ができています。

介護保険事業や在宅福祉事業の充実により、高齢者が尊厳を保ち、自立して生活ができています。

現況と課題

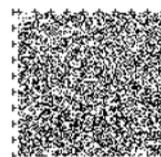
- ◎高齢者は同世代同士でつながり集まることが多く、多世代と交流する機会が少ない状況です。また、老人クラブなどの同世代同士の交流の場はありますが、固定化してしまう傾向があります。
- ◎加齢に伴って心身が衰え、社会的つながりが弱くなった状態である「フレイル」への予防が必要な方や、高齢者の増加に伴い、要支援者及び要介護者が増加しています。
- ◎日常生活圏域ごとに設置している高齢者の総合的相談窓口である「地域包括支援センター」については、認知度が低い状況にあり、地域に密着したきめ細かな高齢者支援を強化していく必要があります。

取組

- ◎高齢者自身の知識、経験、特技などを若い世代や多世代に向けて共有する場としての講座やグループ、集まり等を充実させます。
- ◎介護予防の推進とフレイル対策として、各種教室や通いの場等を拡充します。
- ◎要支援・要介護認定を受けた高齢者に対して、心身の状態の改善・維持のために効果的なサービスを提供します。
- ◎高齢者の身近な相談先として地域包括支援センターが定着していくように市民への周知に努め、地域包括支援センターの事業や地域のつながりのための活動についても積極的な情報発信を行います。
- ◎認知症のある方や判断能力が低下している方でも、地域で安心して生活できるよう、本人及び家族への支援を行うとともに、成年後見制度^{※2}の周知と利用促進を図り、高齢者の権利を擁護します。

^{※1} 地域包括ケアシステム……重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるサービス提供体制のこと

^{※2} 成年後見制度……認知症、知的障害、精神障害のある方など判断能力が不十分な成年者の財産管理や身の回りの世話の手配を、代理権や同意権が付与された成年後見人等が行うことができる制度





3

障害者の自立と社会参加の支援

目指す姿

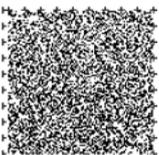
すべての人がともに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会が実現し、障害の有無に関わらず住み慣れた地域で安心して生活することができています。

現況と課題

- ◎精神障害者保健福祉手帳所持者及び療育手帳所持者が年々増加しています。また、発達障害等により特別支援学級に在籍する児童・生徒が増加しており、支援を必要とする人が増加しています。
- ◎障害のある人の生活及び社会参加を支援するため、医療、介護、教育、就労などの各種サービスの充実及びバリアフリー^{*}化などの福祉のまちづくりの推進に取り組んでいますが、障害のある人は、未だに様々な場面において不安や不都合を感じながら生活しています。

取組

- ◎障害のある人がいつでも安心して相談でき、主体的かつ自立して生活できるよう、市民、事業者、行政による多様な福祉サービスを拡充します。
- ◎住み慣れた地域で心身ともに健やかに暮らせるよう保健・医療を拡充します。
- ◎障害のある人が社会的に自立し、生きがいのある生活を送れるよう、社会参加及び就労への支援を行います。
- ◎障害のあるなしに関わらず、すべての子どもがともに学び、ともに育ちあう楽しみを得られるよう、療育・教育を拡充します。
- ◎不便を感じることなく外出や活動をすることができ、また、災害などの緊急時にも支援体制が整えられるよう、バリアフリー化などの福祉のまちづくりを行います。
- ◎障害を特別なものと捉えるのではなく、障害のある人もない人も、ともに生きる一員として尊重される社会をつくるために、理解の促進と交流の場づくりを推進します。
- ◎成年後見制度の周知や虐待防止等に取り組み、障害のある人の権利を擁護します。



^{*}バリアフリー……多様な人が社会に参加する上での障壁(バリア)をなくすこと



4 地域の支え合いと安定した生活の支援

目指す姿

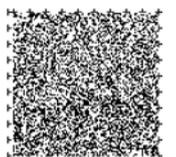
地域など多方面からの支え合いや、生活の安定に向け自立を支援することで、日々の生活の中で直面する課題が克服され、市民一人ひとりが安心して暮らすことができます。

現況と課題

- ◎経済的困窮、望まない孤独孤立、家庭環境や病気など、困難を複合的に抱え、多様化、複雑化しているケースが多くあります。よって、ケースワーカーや相談員も、専門的かつ多様な知識が求められています。
- ◎少子高齢化、核家族化、高度情報化社会などの社会の変化に伴い、社会福祉の基礎となる地域の支え合いが希薄化しています。

取組

- ◎福祉総合相談窓口において相談員が福祉に関する様々な相談に応じるなど、総合的な相談支援体制を拡充します。
- ◎家庭環境が複雑かつ多様化する中、介護や子育てに関する負担や悩みを個人や家庭内で抱え込むことがないように、積極的に情報収集を図るとともに必要な支援を行います。
- ◎生活困窮者からの相談に応じ、自立に向けた包括的な支援を行うため、関係機関との連絡調整や、住居確保給付金の支給等の支援を行います。
- ◎専門知識を有する就労支援員を配置し、生活の安定に向けた就労支援等による自立のための支援を行うなど、生活保護制度の適正実施に努め、健康で文化的な最低限度の生活を保障します。
- ◎市民、関係団体、事業者、民生委員・児童委員などと協働し、地域福祉を充実させます。
- ◎社会福祉の基礎となる地域の民生委員・児童委員の活動を支援します。



3 すべての人に
健康と福祉を

5 健康増進と医療体制の充実

目指す姿

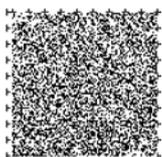
市民一人ひとりがいきいきと過ごし、心身ともに健康で豊かな生活を送ることができています。また、国民健康保険・後期高齢者医療制度の健全な運営と充実した医療体制により、子どもから高齢者まで健康で安心して暮らすことができています。

現況と課題

- ◎高齢化の進行や医療技術の高度化等により医療費が増大し、一方で保険税（料）収入が伸び悩んでいます。
- ◎市民の健康増進を図るため、各種健診の受診率の向上をはじめ、市民が主体的に取り組む健康づくりを支援する環境整備が必要です。
- ◎感染症や予防接種に関する情報提供の強化が求められています。
- ◎緊急時や休日、夜間においても、必要な医療を受けられるよう、医療体制等を充実する必要があります。
- ◎ライフスタイルの変化から多様な運動施設のニーズが増加しています。
- ◎スポーツを通じた地域社会の連帯感を醸成することが期待されています。
- ◎全国では女性や小中高生の自殺者が増加傾向にあり、市内でも自殺者数の高止まりが続いていることから、心の健康に関する相談窓口の周知や現況を踏まえた自殺対策の取組が求められています。

取組

- ◎国民健康保険・後期高齢者医療制度の運営の安定化を図るため、医療費や保険適用の適正化に努めるとともに、保険税（料）の未納対策を推進し、補助金等を活用することで財政基盤を強化します。
- ◎各種健診については、集団健診に限らず、個別に医療機関へ協力を求め、受診率を向上させます。
- ◎教育機関や企業、市民ボランティア等の社会資源を活かした健康づくりを推進し、市民の健康意識の醸成及び健康づくりを地域全体で支える環境を整備します。
- ◎感染症に関する正しい情報や知識を市民に提供し、予防接種率を向上させます。
- ◎市民が安心して医療を受けることができるよう、医師会や近隣市町等関係機関と連携し、医療体制等を拡充します。
- ◎スポーツイベントの開催を推進し、多様目多世代間の親睦や交流を深める環境をつくります。
- ◎スポーツを通じた地域社会の連携を強化するため、拠点となる施設の整備と充実を図り、スポーツ関係団体の育成と生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現できるよう支援します。
- ◎日常生活における様々な不安や悩みから生じる、心の健康に関する相談窓口の周知や、自殺対策に係る人材の養成として、ゲートキーパー^{*}養成講座を実施し、自殺対策を進めます。



^{*}ゲートキーパー……自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと

3

誰もが安心して、 安全に暮らせるまち

〈 防災、防犯、交通安全 〉

ともに力を合わせて防災・防犯・交通安全対策を推進し、誰もが安心して暮らせる安全な環境づくりに取り組みます。



施 策

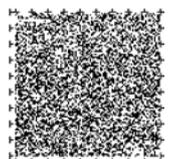
- ① 災害に強いまちづくり ② 犯罪や交通事故の防止

目 標

指標	現在(時点)	目標(2027)
自主防災組織結成率 ^{※1,2}	96.2%(2022年)	100%
刑法犯認知件数	580件(2021年)	550件未満
交通事故件数(人身)	228件(2021年)	205件未満

^{※1} 自主防災組織……「自分たちの地域は自分たちで守る」ことを目的に、地域の方々が防災活動を行う組織

^{※2} 自主防災組織結成率……自治会に属する世帯のうち自主防災組織結成済自治会に属する世帯の割合





1 災害に強いまちづくり

目指す姿

市民一人ひとりの防災意識が高まり、様々な災害に対する備えがあり、安心して暮らすことができます。

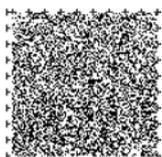
また、地域と行政が協力し、それぞれの役割を担うことで、すべての市民が災害から身を守ることができます。

現況と課題

- ◎災害時における対応は、行政による公助だけでなく、自助・共助による活動が重要であるため、個人、家庭、地域、企業及び団体等が連携して、日常的に減災のための取組を推進する必要があります。
- ◎大規模災害に備え、備蓄品・資機材の計画的な整備、消防力・消防体制の強化、安心・安全に過ごすことができる避難場所を確保する必要があります。
- ◎近年の高齢化に伴い、要配慮者に対する支援の充実が求められていることから、要配慮者を把握するシステムを確立するとともに、要配慮者を考慮した防災環境の整備を進める必要があります。
- ◎坂戸市全体が大小様々な河川に囲まれた地形であり、水害リスクが高い特徴を持つため、台風や集中豪雨による河川の増水や堤防の決壊などから市民の生命及び財産を守るために、水防体制の確立や水防資機材の整備を進める必要があります。

取組

- ◎地域の防災力の強化として、自主防災組織の結成を促進するとともに、積極的に活動できるよう、自主防災訓練の支援や資機材購入費等を助成することにより、地域の連携を促進します。また、災害に迅速に対応できるよう、地域、関係機関との協力体制づくりを行います。
- ◎地域に密着した防災訓練や家庭や事業所における災害への備えについての周知・啓発を行うことで、防災に対する意識や知識を向上させます。
- ◎多種多様化していく災害に対応し救命体制の充実を図るため、消防・救急車両の充実や資機材の整備などを進めることで、災害時の人命救助体制を確かなものとし、総合的な災害対応力を充実・強化します。
- ◎避難者の様々な事情に対応した備蓄品の充実や避難の支援方法を確立し、災害時に要配慮者へ必要な支援体制を整備します。
- ◎水防演習の実施や、排水ポンプ車や水のう等の水防資機材の整備を図り、水防体制を充実させます。





2 犯罪や交通事故の防止

目指す姿

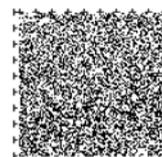
警察や市、地域住民が連携することで、犯罪や被害を防ぎ安心・安全なまちで暮らすことができています。また、市民の交通安全意識が高まり、交通事故が減少しています。

現況と課題

- ◎刑法犯認知件数は減少傾向ですが、特殊詐欺が多発しているため、西入間警察署などの関係機関と情報共有を図りながら対策に取り組むとともに、市民や地域に対し防犯情報を適切に提供することが求められています。
- ◎交通指導員や地域の防犯活動の担い手が減少傾向であるため、参加促進等が必要です。
- ◎夜間における安心・安全及び防犯を図るため、防犯灯を設置するとともに、自分たちの地域は自分たちで守るという防犯意識の高揚に取り組む必要があります。
- ◎高齢者・子どもの事故や自転車乗車中の事故が増加しています。
- ◎複雑多様化する消費者問題や多種多様な相談事例に対応できる体制を、より一層充実させる必要があります。

取組

- ◎犯罪を未然に防ぐため、西入間警察署や西入間地区防犯協会と連携し、各種情報発信手段を活用することで、市民等に注意喚起を行います。
- ◎地域の防犯団体を支援することにより、自主的かつ効果的な防犯活動を促進します。また、防犯活動を通じて地域コミュニティの醸成や防犯意識の高揚に寄与するとともに、地域における監視性や領域性を高めることで、犯罪が起こりにくい環境づくりを行います。
- ◎関係機関と連携し、市民一人ひとりの交通安全意識を向上させるとともに、自転車利用者に対して、「自転車安全利用五則」の順守を促します。
- ◎高齢者の歩行中や自動車運転中の事故防止のため、高齢者に対して事故防止対策や知識の普及等に取り組めます。
- ◎交通指導員を確保するとともに、小・中学校の通学路の安全確保に向けた取組や、交通安全教育を行います。
- ◎市民からの多種多様な相談事例に対応し、市民生活の安定を図るため、相談業務と相談体制を充実させます。

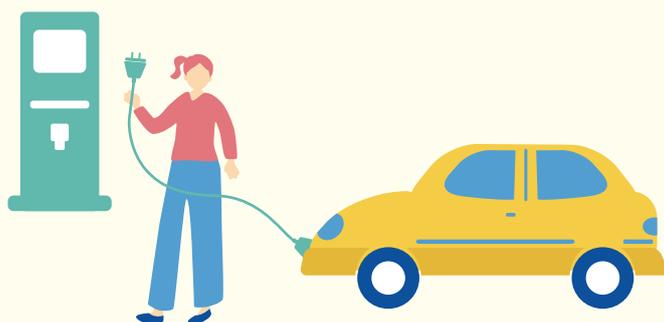


4

自然と都市が調和し、 活気あふれる暮らしやすいまち

〈 都市、環境、産業 〉

自然と暮らす居心地の良さと都市の利便性を兼ね備えた、
活気に満ちあふれたまちづくりを推進します。

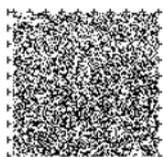


施 策

- ① 快適で整備されたまちづくり
- ② 上下水道事業の安定運営
- ③ 安心して暮らせる住宅環境づくり
- ④ 豊かな自然と共生した美しいまちづくり
- ⑤ 持続可能な農業の確立
- ⑥ 商工業の活性化と利便性の高いまちづくり
- ⑦ 地域資源・観光資源を活用した、
人と人との交流の促進

目 標

指標	現在(時点)	目標(2027)
現在のまちのイメージについて 「花や緑に恵まれた自然と調和したまち」を 選択した人の割合 (市民意識調査)	49.6%(2019年)	現状より上昇
廃棄物総排出量に対するリサイクル率	28.9%(2021年)	28.0%以上
農業の担い手集積面積	3,412,600㎡(2021年)	4,310,000㎡以上
市内事業所数	2,160社(2021年)	2,250社以上
観光入込客数	139,288人(2020年)	625,000人以上





1 快適で整備されたまちづくり

目指す姿

地域特性に応じた計画的で秩序あるまちづくりが推進され、誰もが将来にわたって快適な環境で住み続けることができます。

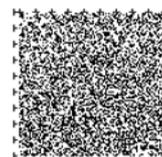
また、都市施設等の社会基盤が適正に整備された、安全で安心な生活環境で過ごすことができます。

現況と課題

- ◎人口減少等に対応した都市機能の集積や交通利便性の向上が求められています。
- ◎地域の活性化に資する未利用地等の適正な活用が求められています。
- ◎歩道や狭い生活道路の改良及び舗装整備が求められています。
- ◎公園、道路、橋りょう等の施設の老朽化対策や、集中豪雨の増加による治水対策等、安全かつ適正な維持管理が求められています。

取組

- ◎都市計画の方針に基づいた土地利用や、無秩序な開発の防止などにより、地域住民に寄り添った、コンパクトで快適な環境を整備します。
- ◎都市の整備を進めるにあたり、地域住民を主体とした、多様な関係者との連携により、調和のとれたまちづくりを行います。
- ◎まちづくりに関係するデータ等の利活用により、都市機能や周辺環境の充実を図り、より魅力的なまちづくりを行います。
- ◎安全な歩行者空間や道路幅員を確保するため、歩道や狭い生活道路の改良及び舗装整備を実施するとともに、交通安全施設などを整備します。
- ◎誰もが安心・安全に利用できるよう、公園、道路、橋りょう等の適正な維持管理及び整備を計画的に行います。
- ◎自然環境保全との整合性を図りながら、集中豪雨等における治水対策のため、河川改修等を促進するとともに、河川施設の適正な維持管理等を行います。





2

上下水道事業の安定運営

目指す姿

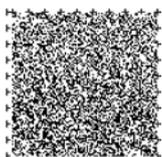
適正な整備や管理により、安全な水道水が安定して使用できるとともに、汚水の適切な処理や河川・水路等の水質保全による公衆衛生の向上を図り、良好で安心できる生活環境ができています。また、上下水道事業の効率化等による健全な事業運営ができています。

現況と課題

- ◎良好で安定的な生活環境を確保するため、上下水道施設の耐震化を図るとともに、老朽化した施設の更新や、浸水対策が求められています。
- ◎公衆衛生の向上のため、下水道の普及促進が求められています。
- ◎上下水道は、日々の生活や様々な社会経済活動を支える基幹的な施設であり、安定した企業経営や効率的な事業運営が求められています。

取組

- ◎災害時においても、安心で安定した給水の確保や汚水処理を実施するとともに、河川・水路等の水質保全を図るための施設の耐震化や、浸水被害解消のための対策を講じます。
- ◎耐用年数が経過し、老朽化がみられる施設については、統廃合を含む計画的な更新を行います。
- ◎計画的に施設や設備の点検、調査を行うとともに、その結果を踏まえて、重要度・優先度を考慮しながら修繕や改修等を実施します。
- ◎公共下水道事業の整備を効率的に進めるとともに、未普及地域における普及促進を行います。
- ◎快適で衛生的な暮らしを支えるため、上下水道事業については水道事業基本計画、公共下水道事業経営戦略等に基づき、市民の理解を得ながら、将来にわたり安定した運営を実施します。





3 安心して暮らせる 住宅環境づくり

目指す姿

管理不全な空き家や空き地が減少し、安心して快適に暮らせる街並みが形成されています。また、住宅の耐震化やバリアフリー化が進み、すべての人が安心して暮らせる機能を有した住宅が増えています。

住宅等の利活用が促進されることで、居住に関し新たな人の流れができています。

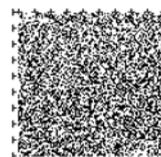
現況と課題

- ◎適切に維持管理がされていない空き家や空き地が増加しています。
- ◎公営住宅は、老朽化等により、適切な管理・運営が求められています。
- ◎現行の耐震基準を満たしていない住宅やバリアフリー化が必要な住宅が多く存在しています。
- ◎気候変動等の影響により激甚災害^{*}の発生への不安が高まっています。

取組

- ◎管理不全となっている空き家や空き地の所有者に対して、適切な管理を促すとともに発生を未然に防止します。
- ◎未利用地等の利活用を促進し、定住人口等の増加に資する施策を実施します。
- ◎公営住宅の供給量の適正化を図り、効果的で効率的な運営を行います。
- ◎すべての人が安心して日常生活を送れるように、居住者のニーズに応じた住宅の改修等を支援します。
- ◎災害発生時の被害を軽減するため、災害に備えた住宅の整備を支援します。
- ◎災害等により被害に遭われた方に対し、速やかな支援を実施します。

^{*}激甚災害……激甚災害法に基づき国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害





4 豊かな自然と共生した 美しいまちづくり

目指す姿

循環型社会や脱炭素社会を目指すため、すべての人が環境問題に関心を持ち、相互に連携して意欲的に取り組んでいます。

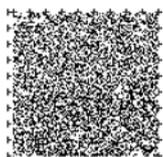
また、快適に暮らすことのできる都市の生活環境と、生物の多様性が保たれた美しく豊かな自然環境が調和しています。

現況と課題

- ◎坂戸市ゼロカーボンシティ宣言を実現するため、今後、市民や事業者等がそれぞれの役割を認識し、相互に連携を図りながら継続的に取り組む必要があります。
- ◎循環型社会や脱炭素社会を目指すための意識づくりが必要です。
- ◎環境教育・学習等を通して、環境配慮に対する意識の向上が求められています。
- ◎有害鳥獣や公害等による生活環境及び自然環境への影響が懸念されます。
- ◎市民や企業が環境対策に取り組めるための仕組みづくりが求められています。

取組

- ◎美しく豊かな自然が身近に感じられるまちづくりを行います。
- ◎市民や事業者等へ環境配慮に対する意識の向上を図るため、環境教育・学習の機会を拡充します。
- ◎循環型社会を目指し、市民・事業者・行政の連携のもと、ごみの減量化と4R^{*}の推進等各種施策を展開します。
- ◎脱炭素社会を目指し、市民や事業者の省エネルギー機器及び再生可能エネルギー機器導入等を促します。
- ◎廃棄物処理施設の安全かつ適正な維持管理を行うとともに、ごみ処理の広域化について検討します。
- ◎公害・衛生対策等を実施することで、生活環境の保全を行います。
- ◎市民の良好な生活環境衛生を保つために必要な施設の運営を支援します。



^{*}4R……Refuse、Reduce、Reuse、Recycleの4つの言葉の英語の頭文字(R)をとった、ごみを減らすためのキーワード



5 持続可能な農業の確立

目指す姿

市民に安心・安全で新鮮な坂戸市産の農畜産物が供給されています。また、農業者が安定した収益を得られ、営農を継続できています。

耕作放棄地の解消や発生防止により、必要な農地が保全されています。

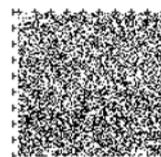
現況と課題

- ◎高齢化に伴い、農地を耕作できない農業者や耕作放棄地が増加しています。
- ◎小規模な農地が多く、収益性の高い大規模農業が実施できない地区があります。
- ◎農産物価格の下落により、収益が安定しない農業者がいます。
- ◎農家以外から就農を希望する方が増加しています。
- ◎新鮮な地場産野菜を求める市民がいます。
- ◎自然豊かな田園風景を有しています。

取組

- ◎新規就農希望者や就農して間もない新規就農者を支援し、地域の新たな担い手として育成します。
- ◎ほ場整備事業を実施して、担い手には借りやすく、地権者には貸しやすい農地を整備します。
- ◎地域の農地の将来についての話し合いをサポートし、地域の担い手へ農地が集積できるように働きかけます。
- ◎農地が有している洪水の防止機能や美しい風景の形成機能等の多面的な機能を維持するための地域での活動を支援し、農地の適正な維持や管理を後押しします。
- ◎農業所得の安定のため、県や農業団体と連携して支援します。
- ◎市内農業者が、安全で安心な地域の農産物を市民へ提供できる場をつくります。
- ◎農産物のブランド化や体験農園など、農業振興を通じて市民の地域への愛着心を高めます。
- ◎市内農業者の希望に応じてスマート農業^{*}の導入を支援し、農業の効率化や農業者の負担を軽減させます。

^{*}スマート農業……ロボット技術やICTを活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業





6

商工業の活性化と 利便性の高いまちづくり

目指す姿

生活圏内に商業施設など多種多様な店舗があることで、多くの人たちが集まりにぎわいが生まれています。また、地域経済に好影響を及ぼす中核となる企業が市内に進出し、地域の企業と連携を図りながら、新たな事業が生まれています。

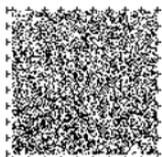
市民の生活スタイルに必要な移動手段が確保され、公共交通利用者の利便性が向上しています。

現況と課題

- ◎市内の商店街は、事業者の高齢化等の影響から店舗数が減少しています。
- ◎創業をしようとする方々の育成及び支援が必要です。
- ◎市内の工業団地は立地が進んでおり、新たに企業を誘致する場所が必要です。
- ◎商工業者の方々が、情報を共有し意見交換等を行う場が必要です。
- ◎市民バスは、商業施設及び医療機関等とのアクセスなど利便性の向上に向けた検討が必要です。

取組

- ◎商店街に期待される社会的役割の変化に合わせた地域のニーズを把握し、商店街が人々の集う場所となるよう支援を行います。
- ◎市内で新たに事業を開始する方々を支援するため、商工会と連携し、創業者に対する支援を充実させ、創業者の育成を行います。
- ◎商工会等と連携して、商工事業者が情報共有や意見交換などを行い、新たなビジネスパートナーを探す機会をつくります。
- ◎市内事業者の良品をブランド化し、販売を促進します。
- ◎企業を誘致するとともに、産業の集積を支援します。
- ◎関係機関と協議し、公共交通サービスの利便性の向上及び交通空白地域における移動手段の確保に努めるとともに、市民バスの利用者の声を勘案しながら、市民バスの運行を改善します。
- ◎鉄道及び路線バスについては、近隣自治体と連携し、運行本数の増加による輸送力の強化やホームなどの駅施設の改善を促します。





7 地域資源・観光資源を活用した、人と人との交流の促進

目指す姿

本市の観光資源を活用・発掘することで観光客を誘致し、消費の増加・雇用の創出など地域経済が活性化しています。

また、地域に根付いたお祭り等を支援することで、人が訪れ交流するまちを創出し、活力に満ちた地域社会が実現しています。

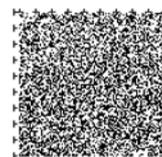
現況と課題

- ◎年間を通した観光資源の発掘が重要です。
- ◎地域における市民主導のイベント等の活性化が課題です。
- ◎地域全体が利益を享受できる観光施策の推進が求められています。
- ◎対外的に効果的なPR方法の検討が必要です。

取組

- ◎本市の観光資源である桜を生かしたお祭りを開催することで、観光客の誘致、地域・世代を超えた交流の場を創設します。
- ◎お祭り等の地域イベントの支援を行うことで、人と人との交流の場や活力に満ちた社会を創出します。
- ◎デジタルフォトコンテスト等の参加型の観光PRを行うことで、本市の新たな観光資源を発掘します。
- ◎本市の観光資源を生かした魅力的なスポットを紹介することで、観光を促進します。
- ◎ソーシャルメディア^{*}を活用することで、本市の観光をPRします。
- ◎観光などにより人が集まる場所を拠点にして、地域活性化に努めます。
- ◎広域的な観光連携により、包括的な観光PRを行い、本市への来訪を促します。

^{*}ソーシャルメディア……インターネットを利用して誰でも手軽に情報を発信し、相互のやりとりができる双方向のメディア



5

市民とともにつくる、 みんなが輝く誇れるまち

〈 行政経営、市民参加、協働、文化 〉

市民とともに発展を続け、すべての人が誇れる
「坂戸らしさ」あふれるまちづくりを推進します。

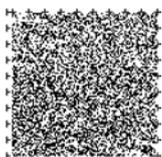


施策

- ① 安定した持続可能な行政運営
- ② 市政への参加と地域活動の促進
- ③ 産・学・官が一体となった地域課題の解決
- ④ 社会教育の機会の確保及び文化の振興と文化財の保護

目標

指標	現在(時点)	目標(2027)
経常収支比率 ^{※1}	90.4% (R1年度～R3年度の平均値)	90.0%未満
提案型協働事業 ^{※2} の申請数	6件(2022年)	10件以上
大学や企業等との協定数	67件(2021年)	80件以上
公民館等利用者数	182,392人(2021年)	220,000人以上



^{※1} 経常収支比率……地方税などの経常的な収入がどの程度経常的な経費に充てられているかを示す指数で、財政構造の硬直度を表している
^{※2} 提案型協働事業……市民活動団体から地域の活性化又は課題解決を図る事業の企画・提案を募集し、採択した事業を提案団体と市が役割分担を決めた上で、協働で取り組むもの



1 安定した持続可能な行政運営

目指す姿

安定した財源基盤を確保し、効率的で効果的な行政運営により、市民サービスが向上しています。また、多様なニーズに見合う計画的な施策の展開やマネジメント体制の構築により、人口減少や社会問題の複雑化に対応した市民サービスが提供できています。

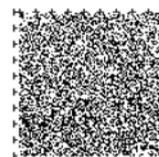
現況と課題

- ◎複雑多様化する社会情勢や市民ニーズに対応した市民サービスの提供を維持するため、財源と人材の確保が必要です。
- ◎市民サービスの向上や効率的な行政運営を行うため、スマート自治体への転換が求められており、デジタル技術を活用した取組が必要です。
- ◎市内の人口が減少傾向に転じており、市民の愛着・誇りを醸成するとともに、市外に居住する人からの認知度の向上等が必要です。
- ◎財源の確保が課題となる中、公共施設等の老朽化が進んでおり、施設整備のために計画的な財源配分を行うとともに、公共施設等の規模の適正化を図る必要があります。
- ◎都市交流を通して、教育、文化等の市民交流や災害時等の自治体間連携を継続して推進する必要があります。

取組

- ◎行政課題に的確に対応し、質の高い市民サービスを提供していくために、市民に信頼され、使命感にあふれた職員を育成します。
- ◎市民と行政との協働体制の確立、デジタル化の推進による市民サービスの向上及び効率的で持続可能な自治体運営などの行政改革を行います。
- ◎戦略的かつ効果的に市の魅力を発信し、認知度を向上させ、愛着や誇りを醸成するシティプロモーションを推進すること等により、移住・定住を促進するとともに、自主財源の基盤を確保します。
- ◎計画的な財源配分のもと、中長期的な視点で施設マネジメントを行い、施設の規模や配置の適正化を図るとともに、施設の機能維持とライフサイクルコスト^{*}を縮減します。
- ◎都市交流の推進や他の自治体等との広域的な連携の強化に取り組み、市民サービスを拡充し、行政を効率化します。

^{*}ライフサイクルコスト……構造物の計画、設計から建設、維持・管理、解体撤去、廃棄にいたる費用のこと





2

市政への参加と地域活動の促進

目指す姿

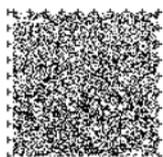
市民が主体的に市政に参加し、市民と行政の相互協力によるまちづくりが進められています。また、市民相互の交流が進み、地域の課題解決や活性化のため、住民自治組織や市民活動団体が活発に活動しています。

現況と課題

- ◎市民の積極的な市政参加が求められます。
- ◎社会情勢の変化に伴い、市民ニーズや地域が抱える課題が複雑化・多様化しています。
- ◎自治会加入率の低下など、地域づくりに対する関心が希薄になっています。
- ◎少子高齢化が進み、様々な地域課題に直面することが見込まれる中、市民相互の交流の促進や、地域との協働の推進を図ることにより、それらの課題に対応していく必要があります。

取組

- ◎市民参加条例に基づく市民参加手続等により、次代を担う若者をはじめ、あらゆる世代の市民の市政運営における積極的な参加を促します。
- ◎広報紙、ホームページ、ソーシャルメディアなど、様々な媒体を活用し、市政に関する情報や、市民が必要な情報を迅速に提供します。
- ◎市民活動の拠点となる地域交流センターを効果的に活用する等によって、地域における様々な活動や市民相互の交流を促します。
- ◎自治会活動に係る各種支援や自治会加入率の向上に向けた取組等を推進することで、地域におけるコミュニティ活動を活性化させます。
- ◎市民活動団体との連携を深め、その活動に関する情報発信等の取組を行うことで、市民活動を活性化させます。
- ◎多様化するニーズや地域課題の解決に取り組むため、協働によるまちづくりを行います。





3 産・学・官が一体となった地域課題の解決

目指す姿

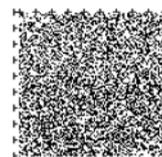
産・学・官の連携が図りやすい環境の中で、それぞれの強みを生かした取組を行うことで、地域の活性化を図り、地域課題の解決に協力して取り組んでいます。

現況と課題

- ◎企業や大学等と連携することで、教育、健康増進、産業、観光等の様々な分野において、双方の資源を生かした取組を実施しています。
- ◎社会が目まぐるしく変化の中で、多様化する市民ニーズに柔軟に対応し、魅力あるまちづくりを行うことが必要です。
- ◎災害等の突発的に発生する問題に対しても、企業や大学等と連携し、的確に備え、対応することが必要です。

取組

- ◎企業や大学等と連携し、地域の活性化や地域課題の解決に向けた取組を推進することで魅力あるまちづくりを行います。また、金融機関とも連携します。
- ◎それぞれが持つニーズを把握し、互いに成長し続けることを目的に、産・学・官による情報交換の場を創設します。
- ◎各種計画策定など、市の政策形成において、専門性が高く高度な知識を持つ企業や大学等との協力体制を構築します。
- ◎企業や大学等と、個別的又は包括的な協定を結び、災害など突発的に発生する問題にも的確に備え、対応できる体制を整備します。





4 社会教育の機会の確保及び文化の振興と文化財の保護

目指す姿

生涯にわたる学習や活動の機会が確保され、その成果を生かすことができ、地域活動や文化活動が活発に行われる、活力ある地域社会が形成されています。

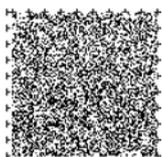
また、多様な文化・芸術・歴史に市民が気軽に接することができ、心の豊かさを育むことができます。

現況と課題

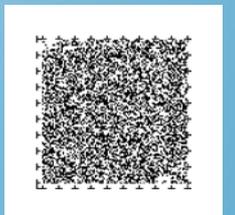
- ◎社会の変化に伴う多様なニーズに対応した学習や活動の機会を提供するとともに、その成果を生かすことができる環境の整備が必要です。
- ◎地域活動や文化活動の拠点である社会教育施設、文化施設等を、より身近で親しみやすくし、幅広い世代の市民に利用していただくための取組が必要であるとともに、施設の老朽化等に対応した適切な管理・運営が必要です。
- ◎少子高齢化、価値観の変化等に伴い、文化や歴史に触れる機会が減ってきており、文化や歴史の振興・保護・継承の取組が必要です。

取組

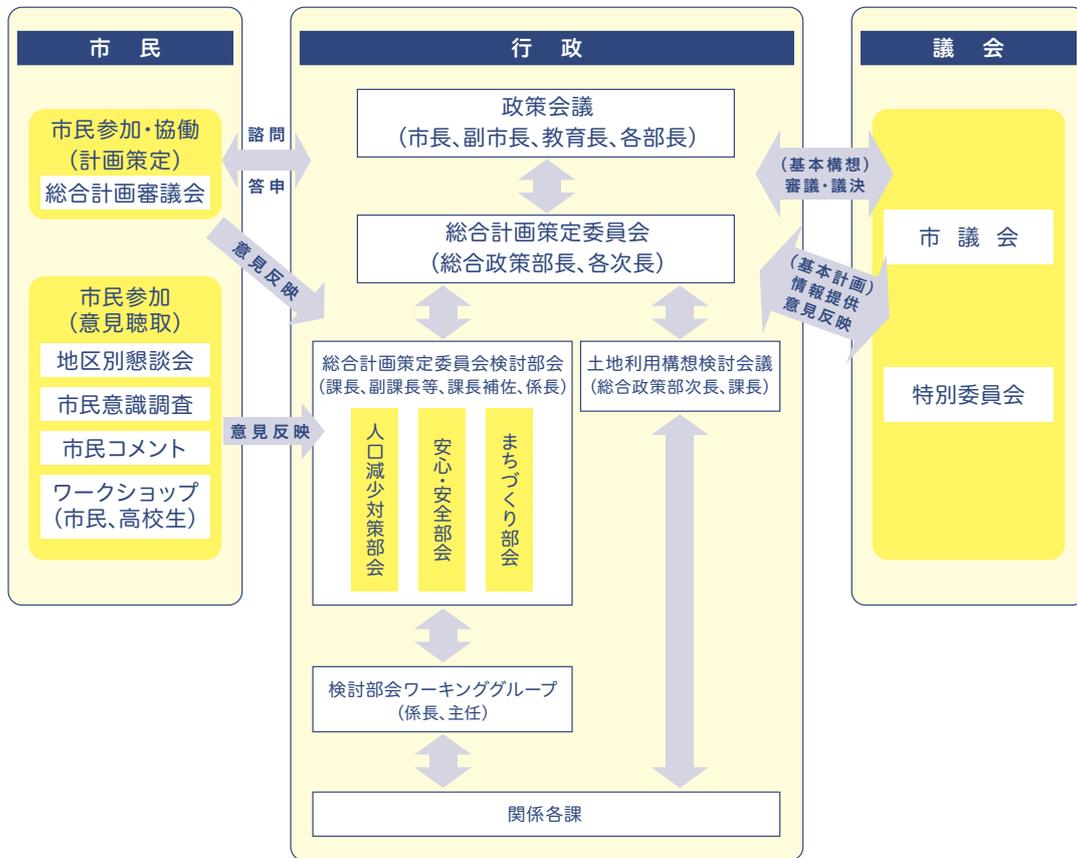
- ◎様々な学習機会の提供に努め、市民の生涯学習を促進するとともに、学習成果を生かすことのできる環境を整備します。
- ◎地域人材を活用した学習支援事業等の実施により、社会教育と学校教育との連携強化を図り、家庭教育を支援します。
- ◎読書環境の整備充実等、多様な学習ニーズに対応したサービスを拡充します。
- ◎社会教育施設、文化施設等の適切な管理・運営等を行い、地域活動や文化活動の実践の場を確保します。
- ◎文化・芸術などのクラブ・サークル活動、文化財の保存継承活動等と、その新たな担い手の確保を支援します。
- ◎活動成果の発表の場の提供などを通じ、市民が様々な活動に触れられる環境を創出するとともに、活動参加の機運を醸成します。
- ◎文化財の調査研究を行い、普及啓発活動を通して市民の文化財に対する理解を深め、文化財保護意識を醸成します。



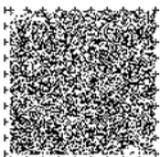
資料編



1 策定体制



坂戸市総合計画審議会



2 策定経過

●令和元年度

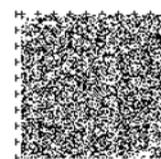
月日		市民	議会	市
6/17	坂戸市総合計画審議会(諮問)	○		○
9/9~23	市民意識調査	○		

●令和2年度

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、総合計画に係る各種会議体等の開催はしていません。

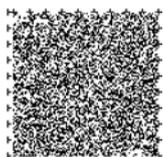
●令和3年度

月日		市民	議会	市
4/25	市民ワークショップ	○		
6/16	職員ワークショップ			○
6/20~27	地区別懇談会	○		
7/1	坂戸市総合計画審議会	○		
7/16	高校生ワークショップ	○		
8/17	坂戸市総合計画策定委員会(書面開催)			○
8/30	総合計画策定委員会検討部会(書面開催)			○
8/30	総合計画策定委員会土地利用構想検討会議(書面開催)			○
9/27~11/4	子育て世帯向けアンケート	○		
10/12	総合計画策定委員会検討部会(人口減少対策部会)			○
10/12	総合計画策定委員会検討部会(まちづくり部会)			○
10/13	総合計画策定委員会検討部会(安心・安全部会)			○
10/13	総合計画策定委員会土地利用構想検討会議			○
10/27	坂戸市総合計画策定委員会			○
11/18	坂戸市総合計画審議会	○		
1/11	総合計画策定委員会土地利用構想検討会議			○
1/11	総合計画策定委員会検討部会(人口減少対策部会)			○
1/12	総合計画策定委員会検討部会(安心・安全部会)			○
1/12	総合計画策定委員会検討部会(まちづくり部会)			○
1/26	坂戸市総合計画策定委員会(書面開催)			○
2/22	ワーキンググループ(書面開催)			○
3/9	坂戸市総合計画審議会(書面開催)	○		



●令和4年度

月日		市民	議会	市
4/6	ワーキンググループ			○
4/18	政策会議			○
4/21	ワーキンググループ			○
5/23	ワーキンググループ			○
5/31	議員全員協議会		○	
6/1～30	市民コメント(基本構想)	○		
7/6	総合計画策定委員会検討部会(安心・安全部会)			○
7/7	総合計画策定委員会検討部会(人口減少対策部会)			○
7/7	総合計画策定委員会検討部会(まちづくり部会)			○
7/14	坂戸市総合計画策定委員会			○
7/28	坂戸市総合計画審議会	○		
8/5	坂戸市総合計画審議会 基本構想答申	○		○
8/8	政策会議			○
9/12	次期坂戸市総合計画基本構想審査特別委員会		○	
9/22	議員全員協議会		○	
9/22	基本構想議決		○	
10/1～31	市民コメント(前期基本計画)	○		
11/11	坂戸市総合計画策定委員会			○
11/28	坂戸市総合計画審議会	○		
12/14	議員全員協議会		○	
12/22	坂戸市総合計画審議会 前期基本計画答申	○		○
1/10	政策会議			○



3 審議会

(1) 名簿（計画の主要な策定期間である令和3・4年度）

選出区分	選出対象団体等	氏名	備考
1号	坂戸市区長会 会長	島 和男	R4
		池田 一夫	R3
1号	坂戸鶴ヶ島医師会 会長	丸山 元孝	
1号	坂戸市民生委員・児童委員協議会連合会 会長	佐藤 和恵	
1号	坂戸市PTA連合会 会長	市川 大	R4
		富澤 昌樹	R3
1号	坂戸市商工会 会長	房野 洋	
1号	いるま野農業協同組合 理事	松本 均	R4
		高橋 光行	R3
1号	連合埼玉 川越・西入間地域協議会 事務局次長	及川 青児	
2号	城西大学 現代政策学部 教授	庭田 文近	会長
2号	女子栄養大学 栄養学部 教授	井元 りえ	副会長
2号	行政経験者	戸口 秀雄	
2号	(株)埼玉新聞社 代表取締役社長	関根 正昌	
2号	(株)埼玉りそな銀行 坂戸支店長	福沢 猛	
2号	独立行政法人 都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 埼玉エリア経営部 ストック活用企画課 課長	野勢 辰徳	R4
		長洲 義光	R3
3号		加賀谷 幸昭	
3号		村田 千鶴	

選出区分…1号：市内の公共的団体等の代表者、2号：知識経験を有する者、3号：公募による者

(2) 諮問

①次期坂戸市総合計画の策定並びに次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び進行管理について（諮問）

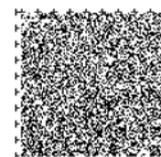
坂政発第 294 号
令和元年6月17日

坂戸市総合計画審議会会長 様

坂戸市長 石川 清

次期坂戸市総合計画の策定並びに次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び施策の効果の検証を行いたいので、坂戸市総合計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

次期坂戸市総合計画の策定並びに次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び進行管理について（諮問）



(3) 答申

①次期坂戸市総合計画基本構想の策定について(答申)

坂総審発第16号
令和4年8月5日

坂戸市長 石川 清 様

坂戸市総合計画審議会
会長 庭田 文近

次期坂戸市総合計画基本構想の策定について(答申)

令和元年6月17日付坂政発第294号により諮問のありました次期坂戸市総合計画の策定のうち基本構想について、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1. 本審議会は、坂戸市総合計画基本構想(素案)を妥当と判断します。
2. 基本構想で掲げる将来像の実現のため、別紙の審議会意見にご留意して施策を推進されることを願います。

審議会意見

若い世代を含めた多くの市民の意見を考慮し、市民一人ひとりが希望を持ちながら、誇りや郷土愛を抱くまちとなるよう全庁横断的に施策を推進することで、坂戸市が将来にわたり発展していくことを期待する。なお、基本構想で掲げる5つの「まちづくりの基本方向」について、それぞれ以下の点にご留意いただきたい。

1 安心して子育てができ、みんなが活躍できるまち【少子化対策、教育、仕事】

少子化は市民生活に大きな影響を及ぼすことから、少子化に歯止めをかけるための対策を講じるとともに、少子化社会に対応できる社会の在り方について検討を

行うこと。

情報教育の充実については、学校教育における喫緊の課題となっているが、市内のすべての小中学校において質の高い教育が受けられるよう、ICT環境の整備や教員の支援を行うこと。

2 互いを認め合い、健康で心豊かに暮らせるまち【人権、福祉、健康、スポーツ】

新型コロナウイルス感染症拡大により、甚大な被害を受けた昨今の社会を踏まえ、感染症対策については重点的に取り組むこと。

ヤングケアラーや虐待・暴力・引きこもりなど、顕在化しづらい家庭内の問題の早期発見に努めるとともに、市民一人ひとりが健やかで自分らしく生活できるように支援を行うこと。

3 誰もが安心して、安全に暮らせるまち【防災、防犯、交通安全】

近年多発する大規模な自然災害を踏まえ、あらゆる災害から市民の生命と財産を守ることができるよう備えること。

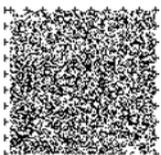
4 自然と都市が調和し、活気あふれる暮らしやすいまち【都市、環境、産業】

既存工業の活性化や農地の利用促進を図りつつ、企業の誘致や都市機能の充実により利便性の高い活気あふれるまちとなるよう努めること。

また、祭り等の地域イベントの開催など活力を生み出す取組を推進すること。

5 市民と共につくる、みんなが輝く誇れるまち【行政経営、市民参加、協働、文化】

SNSの活用など、市と市民等が相互に情報交換を行える機会を充実させるとともに、市も様々な情報を活用し、政策形成を行うこと。



②第7次坂戸市総合計画前期基本計画の策定について（答申）

坂総審発第19号
令和4年12月22日

坂戸市長 石川 清 様

坂戸市総合計画審議会
会長 庭田 文近

第7次坂戸市総合計画前期基本計画の策定について
（答申）

令和元年6月17日付坂政発第294号により諮問の
ありました、次期坂戸市総合計画の策定のうち基本計
画について、本審議会において慎重に審議した結果、
下記のとおり答申します。

記

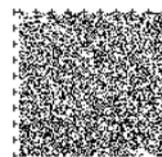
1. 本審議会は、第7次坂戸市総合計画前期基本計画（案）を妥当と判断します。
2. 基本計画における各施策の実施にあたっては、基本構想の策定において答申した審議会意見を十分に踏まえ、基本構想の実現に向け推進していただきたい。
3. 昨今、社会情勢が目まぐるしく変化していることを踏まえ、新たに生じる行政課題や多様化する住民ニーズ等に柔軟に対応し、市民や企業をはじめとする、坂戸市に関わる全ての人達が豊かに過ごせるまちにしていきたい。

4 市民参加

(1) アンケート調査

①市民意識調査

調査目的	市民の生活環境に対する意識や市政への要望、評価等を把握し、第7次坂戸市総合計画の策定や今後の市政運営の基礎資料を収集するために実施しました。
調査地域	坂戸市全域
調査対象	市内に住む満18歳以上の男女個人
抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出
標本数	3,000票
調査方法	郵送配布一郵送回収、インターネット回答受付
調査期間	令和元年9月9日(月)～9月23日(月)
有効回収数	1,054票
有効回収率	35.1%

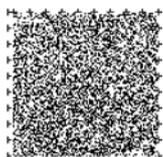


②子育て世帯向けアンケート

調査目的	子育て世帯の意見を収集し、第7次坂戸市総合計画の策定に活用するために実施しました。
調査対象	令和2年4月28日以降に生まれた子どもの保護者で、出産した日から調査日まで引き続き坂戸市に住民登録している方(令和3年度坂戸市新生児特別給付金対象者)
標本数	287票
調査方法	郵送によるアンケート調査
調査期間	令和3年9月27日～10月13日発送、9月29日～11月4日受付
有効回収数	207票
有効回収率	72.1%

(2) 地区別懇談会

開催目的	第7次坂戸市総合計画の策定に向け市民の方から地域の良い点、特徴、不安、希望などの意見をいただく場として実施しました。		
開催期間	令和3年6月20日～6月27日		
開催概要	6月20日	大家公民館	参加者9名
		城山公民館	参加者18名
	6月21日	勝呂公民館	参加者11名
	6月22日	三芳野公民館	参加者10名
	6月24日	浅羽野公民館	参加者9名
	6月26日	千代田公民館	参加者8名
		中央公民館	参加者19名
	6月27日	入西地域交流センター	参加者17名
北坂戸公民館		参加者20名	



(3) 市民コメント

①次期坂戸市総合計画 基本構想（素案）

目的	次期坂戸市総合計画基本構想(素案)を公表し、広く市民から意見を求めるために実施しました。
実施期間	令和4年6月1日～30日
実施結果	意見提出者数 2人

②次期坂戸市総合計画 前期基本計画（素案）

目的	次期坂戸市総合計画前期基本計画(素案)を公表し、広く市民から意見を求めるために実施しました。
実施期間	令和4年10月1日～31日
実施結果	意見提出者数 0人

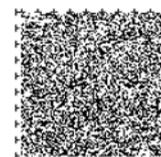
(4) 市民ワークショップ

①市民ワークショップ

目的	市への思いを他者との意見交換を通じて挙げていただく場を設定し、第7次坂戸市総合計画の策定につなげるために実施しました。
開催日	令和3年4月25日
開催方法	新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンラインで開催
対象者	18歳以上の市内在住者
参加人数	8名
備考	ワークショップに参加できない方に考慮し、4月26日～5月17日の期間に意見募集を行い、4件の意見をいただきました。

②高校生ワークショップ

目的	高校生の視点から移住定住や将来の坂戸について議論を行う場を設定し、第7次坂戸市総合計画の策定につなげるために実施しました。
開催日	令和3年7月16日
開催方法	対面
対象者	市内にある4つの高等学校の在校生
参加人数	41名



5 庁内体制

(1) 政策会議

趣 旨	庁内における最終決定機関として、第7次坂戸市総合計画基本構想及び前期基本計画について審議しました。
構 成 員	市長、副市長、教育長、総合政策部長、総務部長、市民部長、こども健康部長、福祉部長、環境産業部長、都市整備部長、議会事務局、監査委員事務局、教育部長、農業委員会事務局長

(2) 総合計画策定委員会

趣 旨	社会経済情勢の変化に対応する本市の基本構想及び基本計画を策定する組織として、政策会議に付議するための庁内における最終計画案の作成を行いました。
構 成 員	総合政策部長、各次長

(3) 総合計画策定委員会土地利用構想検討会議

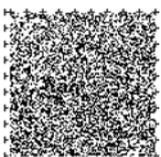
趣 旨	基本構想における土地利用構想について、社会経済情勢の変化を勘案しつつ、土地需要の調整を図りながら、都市の発展や地域振興、環境保全等に資するよう調整・検討を行いました。
構 成 員	総合政策部次長、関係課長

(4) 総合計画策定委員会検討部会

趣 旨	基本構想及び基本計画の原案の調整、とりまとめを行いました。
構 成	人口減少対策部会、安心・安全部会、まちづくり部会
構 成 員	課長、副課長等、課長補佐、係長

(5) ワーキンググループ

趣 旨	各業務における実務担当者の視点から、基本計画における施策の検討を行い、原案を作成しました。
構 成 員	係長、主任

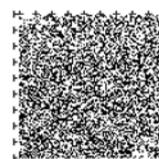


(6) 職員ワークショップ

目的	坂戸市の若手職員が抱く市への思いを、職員同士の意見交換を通じて挙げる場を設定し、第7次坂戸市総合計画の策定につなげるために実施しました。
開催日	令和3年6月16日
開催方法	対面
対象者	主事級職員
参加人数	23名

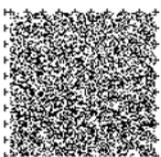


職員ワークショップの様子

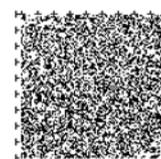


6 関連計画一覧

No	計画名称
1	第2期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略
2	第6次坂戸市行政改革大綱
3	第3次埼玉県川越都市圏まちづくり基本構想・基本計画
4	坂戸市ユニバーサルデザイン推進基本方針
5	坂戸市公共施設跡地等利用基本方針
6	坂戸市SDGs推進方針
7	中期的財政計画(坂戸市)
8	坂戸市公共施設等マネジメント計画
9	坂戸市市営住宅等長寿命化計画
10	坂戸市デジタル行政推進計画
11	坂戸市情報セキュリティポリシー
12	坂戸市地域防災計画
13	坂戸市避難行動要支援者支援全体計画
14	坂戸市業務継続・職員行動計画
15	坂戸市国民保護計画
16	坂戸市国土強靱化地域計画
17	坂戸市人材育成基本方針
18	第4次坂戸市男女共同参画基本計画(前期計画)「さかど男女共同参画プラン」
19	坂戸市同和行政基本方針
20	坂戸市人権・同和行政実施計画
21	第11次坂戸市交通安全計画
22	坂戸市交通安全実施計画
23	坂戸市子ども・子育て支援事業計画(第2期)
24	第2次坂戸市健康なまちづくり計画中間年次改訂版 (第2次坂戸市健康増進計画・第2次坂戸市食育推進計画・坂戸市歯科口腔保健推進計画)
25	坂戸市国民健康保険 データヘルス計画・第三期特定健康診査等実施計画
26	坂戸市新型インフルエンザ等対策行動計画
27	坂戸市いのち支える自殺対策計画
28	坂戸市地域福祉計画(第3期)
29	坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画(第3期)
30	坂戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第8期)

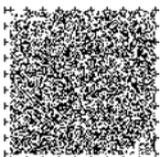


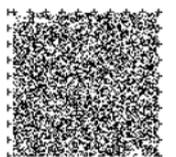
No	計画名称
31	坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画(第6期)・坂戸市障害児福祉計画(第2期)
32	坂戸市緑の基本計画(中間年次改定版)
33	坂戸市花のまちづくり構想
34	第2次坂戸市環境基本計画(中間年次改定版)
35	さかつる水道事業ビジョン
36	坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業基本計画
37	中期経営計画(坂戸、鶴ヶ島水道企業団)
38	坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業経営戦略
39	さかつる水安全計画
40	第4次坂戸市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
41	坂戸市環境方針
42	生活排水処理施設整備計画(アクションプラン)
43	第4次坂戸市一般廃棄物処理基本計画
44	分別収集計画
45	坂戸農業振興地域整備計画
46	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
47	坂戸市農業振興ビジョン
48	6次産業化及び地産地消を推進するための戦略
49	坂戸市商工業ビジョン
50	坂戸市都市計画マスタープラン
51	坂戸市立地適正化計画
52	坂戸及び鶴ヶ島公共下水道事業計画
53	坂戸及び鶴ヶ島公共下水道全体計画
54	坂戸市建築物耐震改修促進計画
55	坂戸市空家等対策計画
56	坂戸市橋梁長寿命化修繕計画
57	坂戸市教育大綱
58	第2次坂戸市教育振興基本計画
59	坂戸市子ども読書活動推進計画(第4次)
60	坂戸市スポーツ推進計画

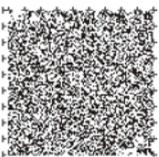


第7次坂戸市総合計画
基本構想2023-2032
前期基本計画2023-2027

発行 坂戸市
編集 坂戸市 総合政策部 政策企画課
埼玉県坂戸市千代田一丁目1番1号
TEL 049-283-1331







音声コード(Uni-Voice)対応アプリを使い、コードにかざすと、内容を音声で読み上げます。